

第 2 章

高齢者を取りまく現状

第2章 高齢者を取りまく現状

1 高齢者の状況

(1) 高齢者人口の推移

総人口、高齢者人口とも年々減少していますが、高齢化率は増加しています。前期高齢者は令和3年をピークに減少しています。後期高齢者は減少傾向ですが、85歳以上人口は横ばいの状態が続いています。

表1 高齢者人口の推移

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
65～69歳	459	428	422	408	383
70～74歳	359	396	454	455	442
前期高齢者計	818	824	876	863	825
75～79歳	361	326	264	299	320
80～84歳	420	400	394	359	336
85歳～	683	703	696	700	690
後期高齢者計	1,464	1,429	1,354	1,358	1,346
高齢者人口	2,282	2,253	2,230	2,221	2,171
高齢化率	50.73	51.08	51.81	53.02	53.8
40～64歳	1,212	1,181	2,074	1,968	1,868
総人口	4,498	4,411	4,304	4,189	4,039

○出典：住民基本台帳人口（各年9月末現在）

(2) 高齢者のいる世帯の推移

高齢者がいる世帯は、平成22（2010）年には減少に転じました。

平成27（2015）年は、夫婦世帯に限らず高齢者のみ複数の世帯（一人世帯を除く）を計上しています。65歳以上の一人世帯は年々増加し、特に85歳以上高齢者の一人世帯が増加しています。

表2 高齢者のいる世帯の推移

区 分		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
ア. 65歳以上の人がいる世帯		1,647	1,714	1,716	1,636	1,518	1,370
うち65歳以上の夫婦のみの世帯		399	388	465	*421	352	333
アのうち65歳以上の一人世帯		244	302	375	417	447	424
一人世帯の内訳	65～69歳	75	70	51	65	44	50
	70～74歳	58	88	89	53	61	74
	75～79歳	60	63	121	82	106	48
	80～84歳	36	60	69	115	120	96
	85歳以上	15	21	45	132	86	156
一 般 世 帯		2,350	2,255	2,194	2,095	1,928	1,791

○出典：国勢調査（各年10月1日現在） 施設等を除く一般世帯を計上しています。

（参考：令和2年10月1日現在の住民基本台帳による世帯数は1,990世帯）

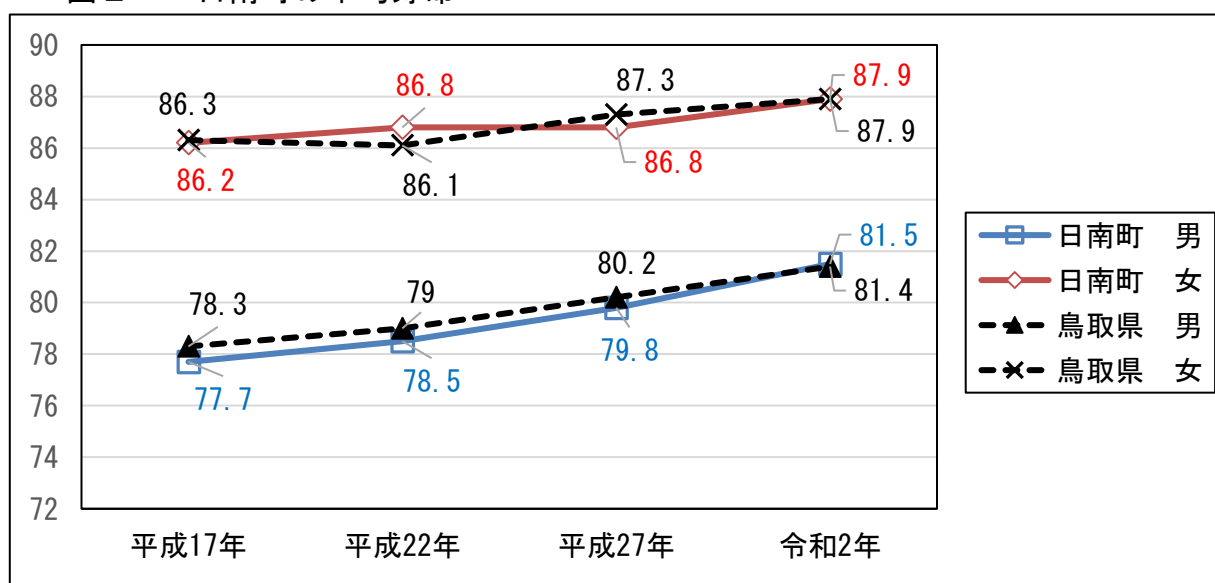
※平成22（2010）年は、夫婦世帯に限らず高齢者のみ複数の世帯（一人世帯を除く）を計上しています。

（3）高齢者の疾病

ア 平均寿命

日南町の平均寿命は、男性81.5歳、女性87.9歳（令和2年）で、鳥取県とほぼ同様です。

図2 日南町の平均寿命



○出典：厚生労働省 市区町村別生命表の概況

イ 死因の状況

(ア) 日南町の男性の年代別主要死因

60歳以上の男性の合計の死因では、悪性新生物(75)が一番多く、次いで老衰(45)、心疾患(17)の順となっています。

表3 日南町の性別年代別主要死因(平成29年～令和3年)男性

男性	第1位	第2位	第3位
0～39歳	自殺		
合計【2】	2		
40～49歳	心疾患	その他	
合計【2】	1	1	
50～59歳	悪性新生物	肝疾患、その他	
合計【4】	2	各1	
60～69歳	悪性新生物	不慮の事故	心疾患
合計【31】	13	6	4
70～79歳	悪性新生物	その他の呼吸器系の疾患	脳血管疾患・不慮の事故 筋骨格系及び結合組織の疾患
合計【33】	18	3	2
80～89歳	悪性新生物	老衰	心疾患
合計【110】	34	14	13
90歳以上	老衰	肺炎	悪性新生物
合計【77】	31	11	10

○鳥取県福祉保健医療の統計より

(イ) 日南町の女性の年代別主要死因

60歳以上の女性の合計の死因では、老衰(87)が一番多く、次いで悪性新生物(58)、脳血管疾患(12)の順となっています。

表4 日南町の性別年代別主要死因(平成29年～令和3年)女性

女性	第1位	第2位	第3位
0～39歳	その他		
合計【1】	1		
40～49歳			
合計【0】			
50～59歳	大動脈瘤及び解離	その他の循環器系の疾患	
合計【2】	1	1	

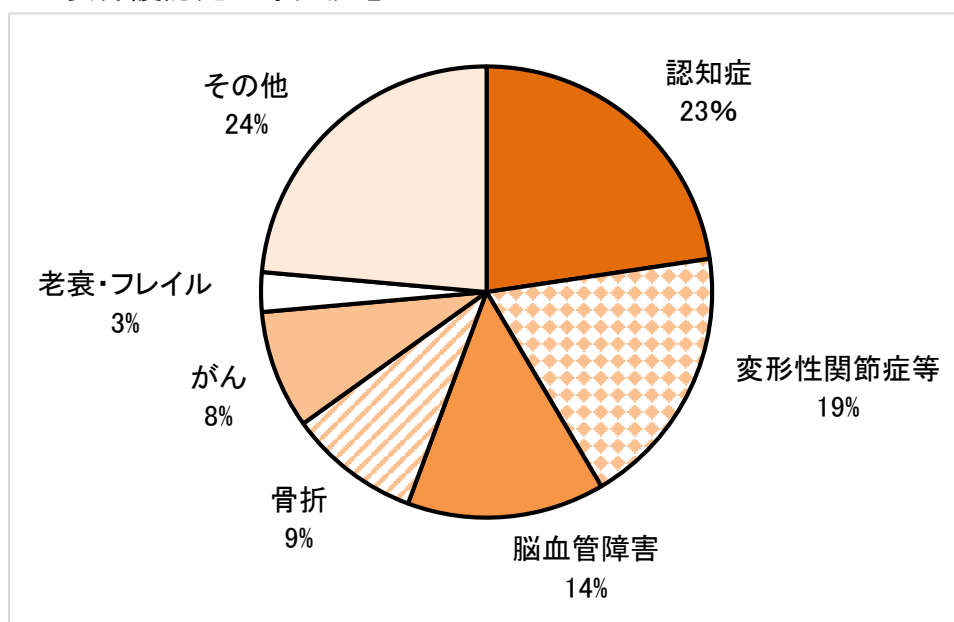
60～69歳	悪性新生物	不慮の事故	自殺・肺炎 その他の循環器系の疾患
合計【8】	3	2	各1
70～79歳	悪性新生物	不慮の事故	心疾患・脳血管疾患・肝疾患 筋骨格系及び結合組織の疾患
合計【19】	7	2	各1
80～89歳	悪性新生物	老衰	脳血管疾患
合計【114】	25	23	11
90歳以上	老衰	悪性新生物	心疾患
合計【164】	64	23	8

○鳥取県福祉保健医療の統計より

ウ 要介護認定の原因疾患

令和4年度に新規に要介護・要支援認定を受けた人106人について、要介護・要支援認定の原因となった疾患をみると、認知症が最も多く、次いで変形性関節症、脳血管障害が多くなっています。

図3 要介護認定の原因疾患

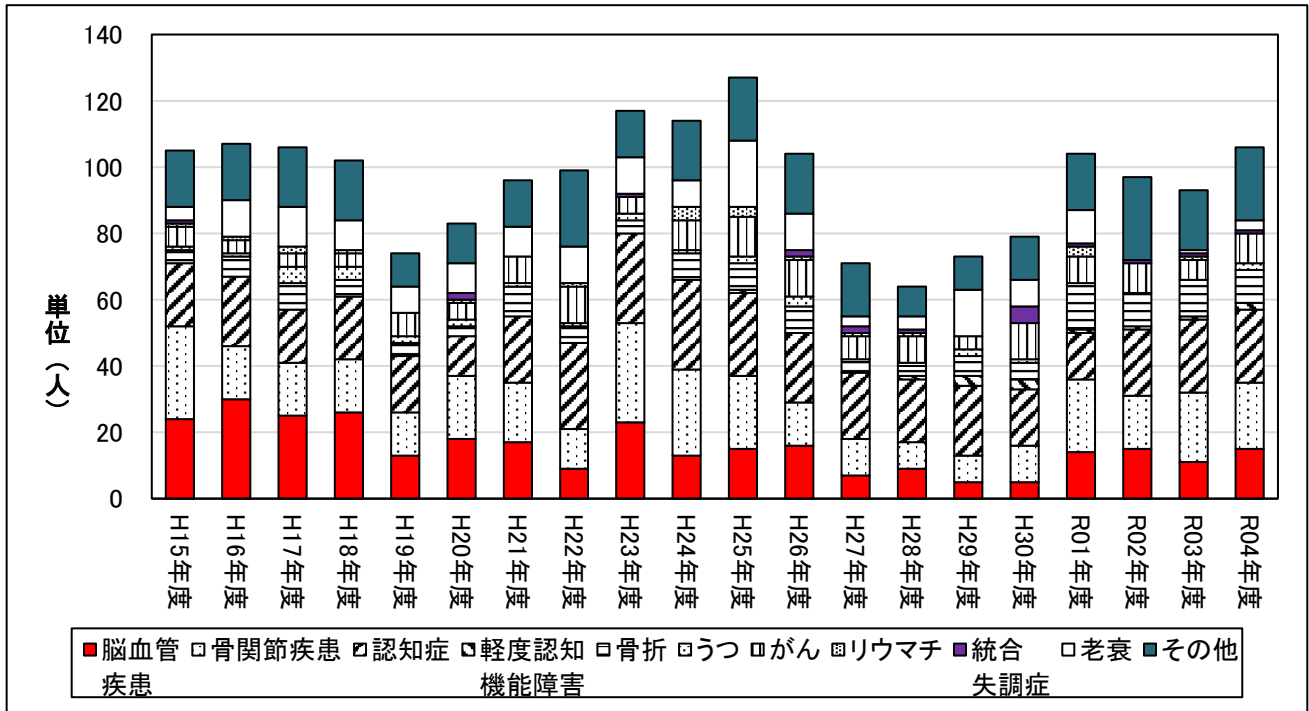


○日南町介護保険統計より

エ 新規要介護認定者の主な疾患の年次推移

年度ごとに、新規に要介護・要支援認申請をした人について、主な原因疾患を調べ、その推移をみました。ここ近年は、認知症・軽度認知機能障害の人数が増加傾向で、令和3年度からは要介護認定の原因となった疾患の第1位となりました。

図4 新規要介護認定者の主な疾患の推移



(4) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果概要

令和5年2月に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（対象：要介護認定者を除く65歳以上町民1,853人、回答数：1,457人、回答率77.5%）の結果概要は次のとおりです。

ア 転倒について

過去1年間に転んだ経験がある（「何度もある、1度はある」を合わせて）と回答した人は、全体では4割弱で、85歳以上では約5割でした。（図5）

また、転倒に対する不安は、「とても不安である、やや不安である」と回答した人は、全体では約6割でした。年齢が高くなるにつれて多くなり、85歳以上では約8割の人が不安を感じていました。また、女性の方が多い傾向でした。（図6）

図5 この1年以内に転んだことがありますか

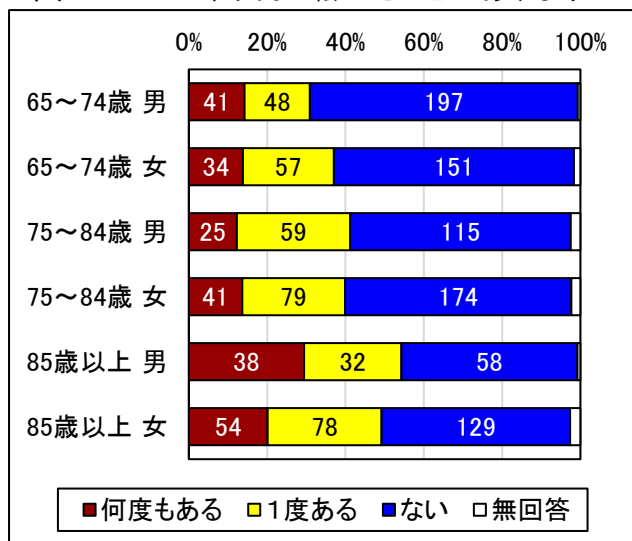
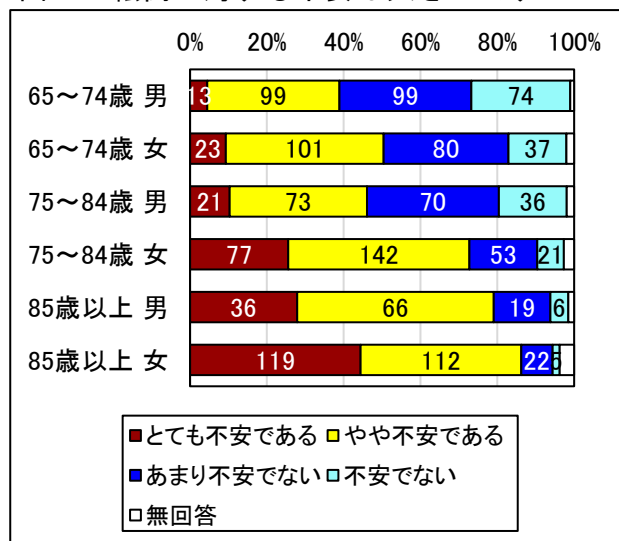


図6 転倒に対する不安は大きいですか



イ 外出について

外出の回数が「減っている、とても減っている」と回答した人は全体では約3割でした。また、年齢が高くなるにつれて多くなり、85歳以上では約5割でした。（図7）

ウ 物忘れについて

「物忘れが多いと感じる」と回答した人は、全体では約4割で、65歳から74歳では約3割でした。また、年齢が高くなるにつれて多くなり、85歳以上では約5割でした。（図8）

図7 去年と比べて外出の回数が減っていますか

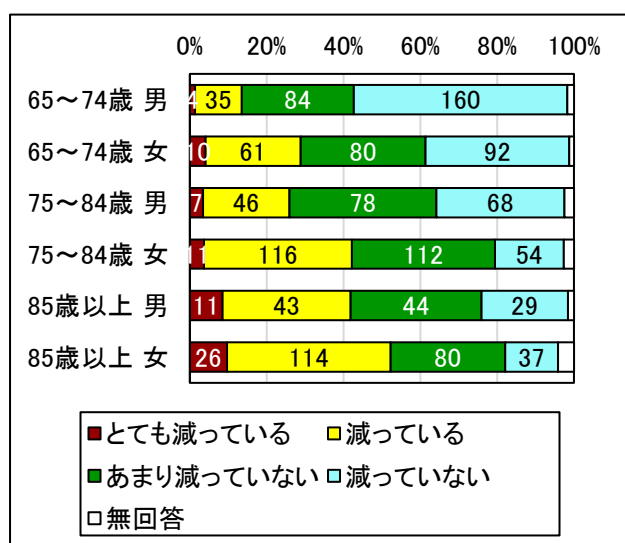
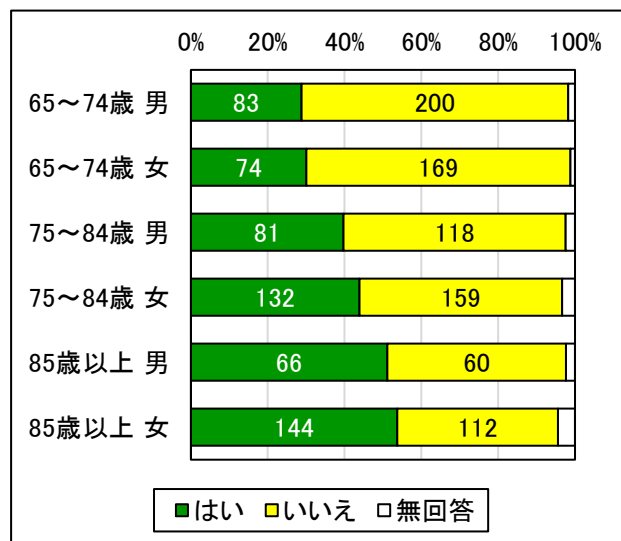


図8 物忘れが多いと感じますか



エ 嚥下について

「半年前に比べて固いものが食べにくくなった」「お茶や汁物などでむせることがある」と回答した人は全体では約3割弱で、男性のほうが「固いものが食べにくくなった」「むせる」と回答した人の割合が高い傾向でした。(図9、10)

オ 趣味・生きがいについて

「趣味がある」「生きがいがある」と回答した人は、全体では約8割弱でした。年齢が低いほど趣味や生きがいがある人の割合が多い傾向でした。(図11、12)

図9 半年前に比べ固いものが食べにくくなりましたか

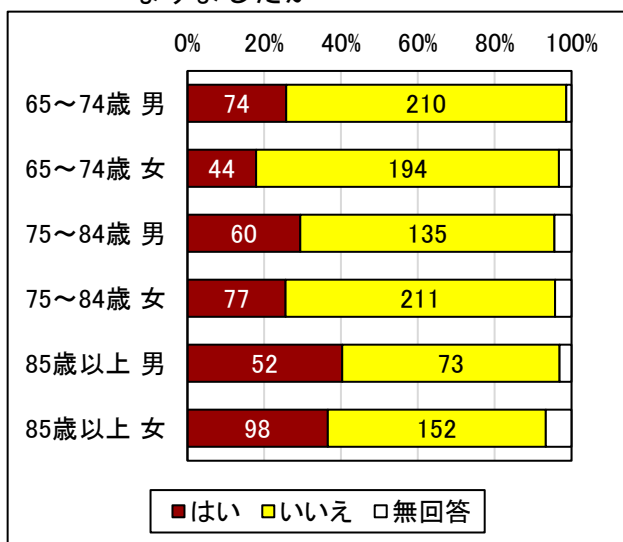


図10 お茶や汁物などでむせることがありますか

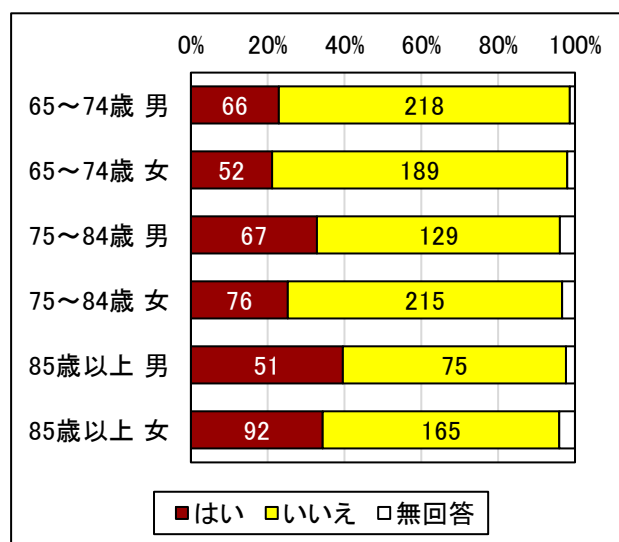


図11 趣味はありますか

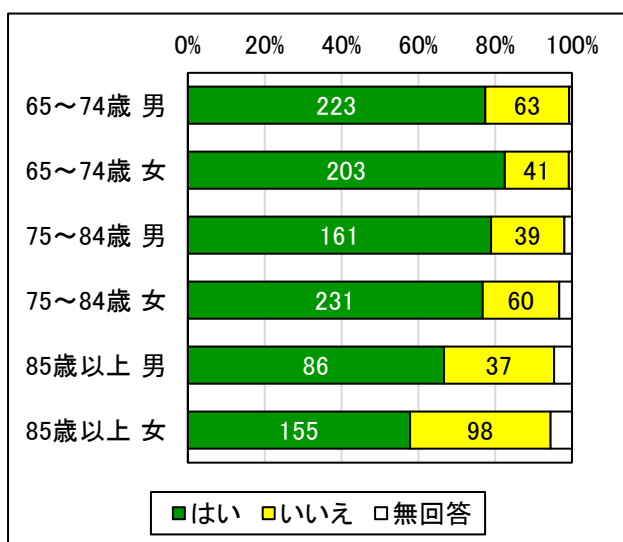
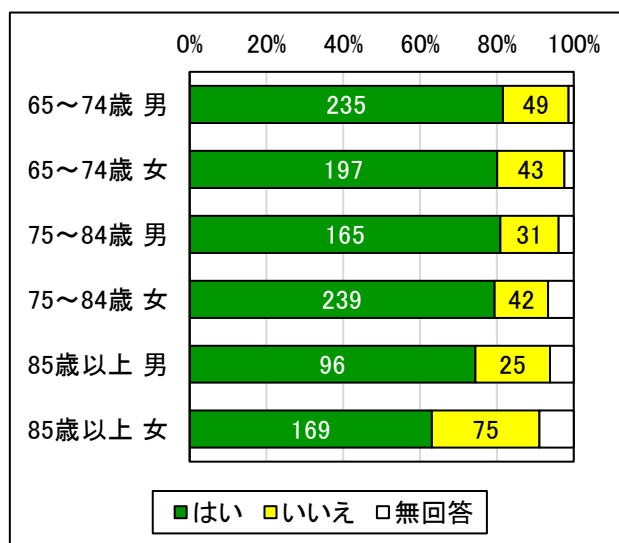


図12 生きがいはありますか



2 介護保険の状況

(1) 第1号被保険者数の推移

65歳以上の高齢者人口が減少しており、第1号被保険者数も減少しています。

高齢者の年代別内訳をみると、65歳から74歳の前期高齢者人口は令和3年度をピークに減少しています。75歳以上の後期高齢者人口は、令和3年度まで減少傾向でしたが、令和4年以降は横ばいでした。

表5 第1号被保険者数の推移

区 分	第7期計画期間			区 分	第8期計画期間		
	平成30年	令和元年	令和2年		令和3年	令和4年	令和5年
65～74歳	807	820	825	65～74歳	874	862	824
75～84歳	833	787	731	75～84歳	667	666	663
85歳以上	711	702	717	85歳以上	708	717	705
合 計	2,351	2,309	2,273		2,249	2,245	2,192

○出典：介護保険事業状況報告（各年9月30日現在）

(2) 要介護（要支援）認定者数の推移

要介護（要支援）認定者数は平成27（2015）年から減少傾向でしたが、令和3年から増加しています。第8期では、要支援1・2、要介護1の軽度認定者が増加しています。また、要介護4・5もやや増加しています。

平成27（2015）年度から取り組んでいる「新しい介護予防・日常生活総合支援事業」によって、簡易なチェックリストにより「事業対象者」に該当すれば、要介護・要支援認定を受けなくても、訪問型サービス・通所型サービスが利用できるようになりました。事業対象者数はやや減少し、横ばいです。

表6 要介護（要支援）認定者の推移

区 分	第7期計画期間			第8期計画期間		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
（事業対象者）	(106)	(108)	(112)	(95)	(81)	(80)
要支援1	71	78	84	81	109	113
要支援2	103	100	101	94	84	104
要介護1	133	124	117	107	104	114
要介護2	75	69	66	60	73	68
要介護3	50	44	54	64	72	62
要介護4	71	60	53	51	58	63
要介護5	63	66	55	51	54	56
合 計	566	541	530	603	635	660

○出典：介護保険事業状況報告（各年9月30日現在）

(3) 介護サービス利用の状況

ア 居宅サービス・地域密着型サービス給付費の推移

居宅サービス給付費・地域密着型給付費では、最も多いのは通所介護費で、横ばいです。続いて、認知症対応型共同生活介護が多いですが、日南町では平成27年7月から介護職員不足により1事業所が閉鎖となり、1事業所のみ稼働となっています。短期入所サービスは、令和元年12月に介護福祉施設あかねの郷の短期入所居室の減少があり、令和2年度は給付費が減少しています。令和3年度～令和5年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、短期入所サービスの利用ができにくい状況でした。通所リハビリテーションは、令和元年に日南病院が事業を開始したことにより、給付費が伸びています。

表7 居宅サービス給付費の推移

(単位：千円)

区分	第7期計画期間			第8期計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護	22,160	17,893	20,666	19,823	23,081	23,709
訪問入浴介護	12	-	-	-	-	-
訪問看護	5,416	5,648	6,165	6,565	7,071	6,597
訪問リハビリテーション	4,611	4,412	4,644	4,866	5,187	4,927
居宅療養管理指導	976	842	927	1,216	1,864	2,334
通所介護	76,323	68,358	65,162	72,336	72,305	73,291
通所リハビリテーション	3,249	7,012	9,839	11,338	13,947	13,661
短期入所サービス	59,974	64,363	38,219	21,513	7,552	16,909
特定施設入居者生活介護	23,154	22,553	17,065	13,331	12,663	18,055
福祉用具貸与	20,094	20,396	19,693	19,432	22,435	22,352
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	923	3,914	3,991	3,561	2,824	1,496
認知症対応型通所介護	277	66	-	-	-	-
小規模多機能型居宅介護	638	-	-	-	-	-
地域密着型通所介護	149	771	925	2,961	1,771	668
認知症対応型共同生活介護	54,025	52,700	54,752	54,773	56,264	56,035
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	-	-	-	-	-	-

○出典：介護保険事業状況報告 令和5年度は4月～9月審査分より推計

イ 居宅サービス利用者数の推移

居宅介護サービスの一月あたり利用者数の推移を見たものです。

表8 居宅サービス利用者数の推移

(単位：人／月)

区 分	第7期計画期間			第8期計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護	39.0	36.4	40.0	38.1	39.2	37.2
訪問入浴介護	0.1	-	-	-	-	-
訪問看護	17.7	18.4	20.6	22.6	27.3	26.8
訪問リハビリ テーション	19.7	16.1	14.8	16.3	17.4	16.5
居宅療養管理指導	15.5	12.5	15.8	18.7	31.3	38.3
通所介護	123.3	108.8	103.3	102.6	107.8	99.7
通所リハビリ テーション	5.3	18.9	26.0	25.1	39.3	43.8
短期入所サービス	53.7	53.2	34.9	22.1	9.2	13.8
特定施設入居者 生活介護	11.2	11.6	8.3	5.6	4.9	7.0
福祉用具貸与	156.8	162.1	163.7	162.3	185.3	189.0
定期巡回・随時対応型訪 問介護看護	0.8	2.4	2.2	2.0	1.7	1.0
認知症対応型 通所介護	1.0	0.3	-	-	-	-
小規模多機能型 居宅介護	0.3	-	-	-	-	-
地域密着型 通所介護	0.3	1.0	1.4	3.1	2.0	1.0
認知症対応型 共同生活介護	19.8	18.3	18.6	18.3	18.3	18.5
地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	-	-	-	-	-	-

○出典：介護保険事業状況報告 令和5年度は4月～9月審査分より推計

ウ 施設サービス給付費の推移

給付額・利用者数ともに介護老人福祉施設が最も多く、ほぼ横ばいです。介護老人保健施設は減少、介護療養型医療施設は増加傾向でしたが、令和5年度は、介護老人保健施設が増加し、介護療養型医療施設は減少しています。介護療養型医療施設は、令和5年度末で廃止されることとなっています。日南病院では、令和6年度から医療療養型施設に移行し、医療的処置を必要とする方に対応することとなっています。

平成30年度から、介護保険施設に介護医療院が新設されました。町外施設を利用している方があります。

表9 施設サービス給付費の推移

(単位：千円)

区 分	第7期計画期間			第8期計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設	288,993	294,522	287,455	291,499	299,166	308,338
介護老人保健施設	89,381	90,201	83,855	55,629	85,040	110,437
介護療養型医療施設	32,509	36,450	39,217	55,092	50,026	33,243
介護医療院	3,088	4,599	4,059	8,631	14,453	16,225

○出典：介護保険事業状況報告 令和5年度は4月～9月審査分より推計

・施設給付の見直しにより、平成17（2005）年10月から食費・居住費は保険給付の対象外となっています。低所得者には、補足的な給付が現物給付されることとなりました。

エ 施設サービス利用者数の推移

施設サービスの一月あたり利用者数の推移を見たものです。

表10 施設サービス利用者数の推移

(単位：人/月)

区 分	第7期計画期間の実績			第8期計画期間の実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設	88.4	88.3	85.2	84.4	86.1	87.7
介護老人保健施設	22.8	20.7	15.2	17.6	28.0	35.8
介護療養型医療施設	17.3	16.7	18.9	18.8	18.7	11.5
介護医療院	0.8	1.1	1.0	2.4	3.7	4.5

○出典：介護保険事業状況報告 令和5年度は4月～9月審査分より推計

オ 給付費総額の推移

第6期、第7期計画期間の給付費見込額と給付費総額は、次のとおりです。給付費総額は、年々減少していましたが、令和4年度から増加に転じています。

表11 給付費総額の推移

(単位：千円)

区 分	第7期計画期間の実績			第8期計画期間の実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費総額 ※	805,624	793,910	772,727	742,002	773,497	823,009
計画の見込み額	879,946	879,946	879,946	823,305	819,989	771,529

○出典：介護保険事業状況報告 令和5年度は4月～9月審査分より推計

※ 給付費総額は、福祉用具購入費・住宅改修費等の償還払い分や、補足給付等を含めたものです

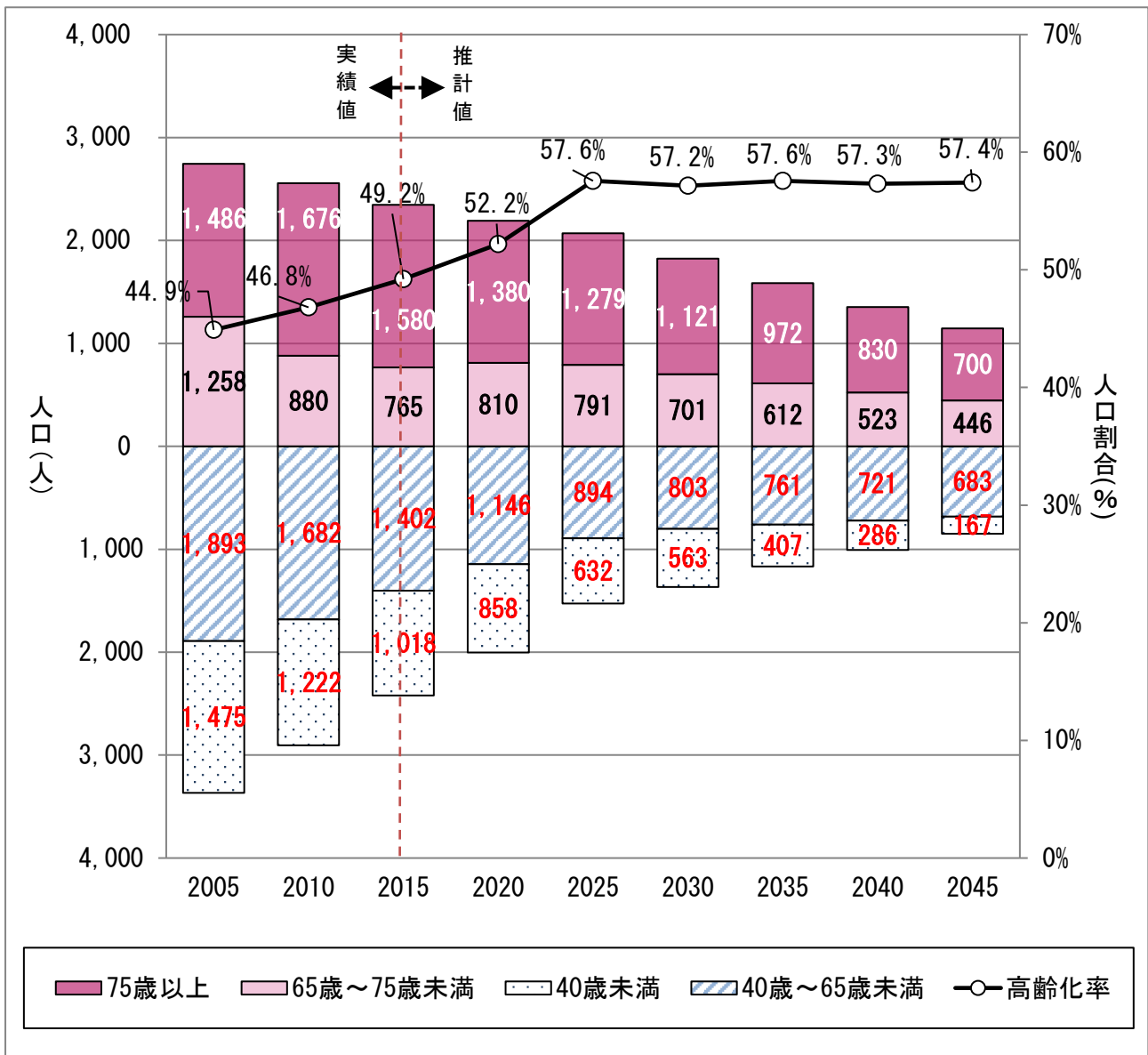
(4) 介護保険給付費等の他自治体との比較

日南町の介護保険給付費等を、鳥取県・全国・県内の人口規模や地理的条件が類似している自治体を選出し、状況を比較しました。

(時点) 令和5年(2023年)

ア 人口と高齢者世帯の状況

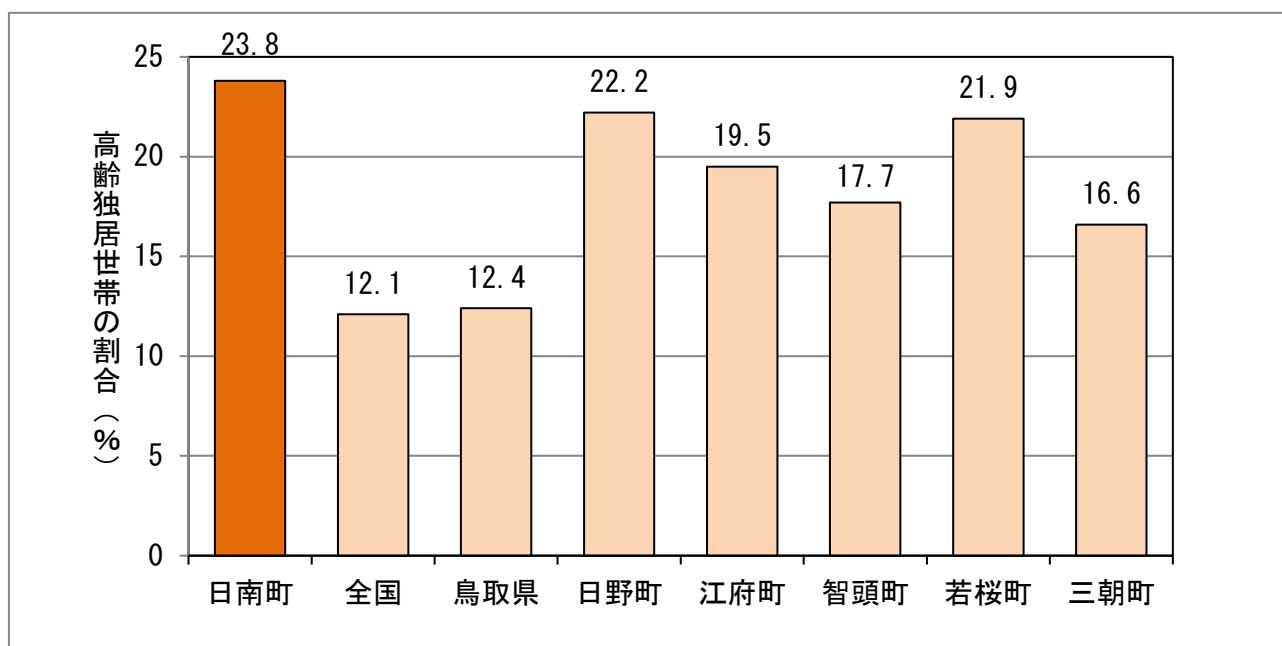
(ア) 人口の推移



○出典：2000年～2020年まで：総務省「国勢調査」 2025年以降：町独自データ

- ・国勢調査の結果をもとに推計した人口動態を見ると、総人口、高齢者人口ともに減少傾向にあります。
- ・高齢化率は年々高くなっていましたが、2025年以降は横ばいの見込みです。

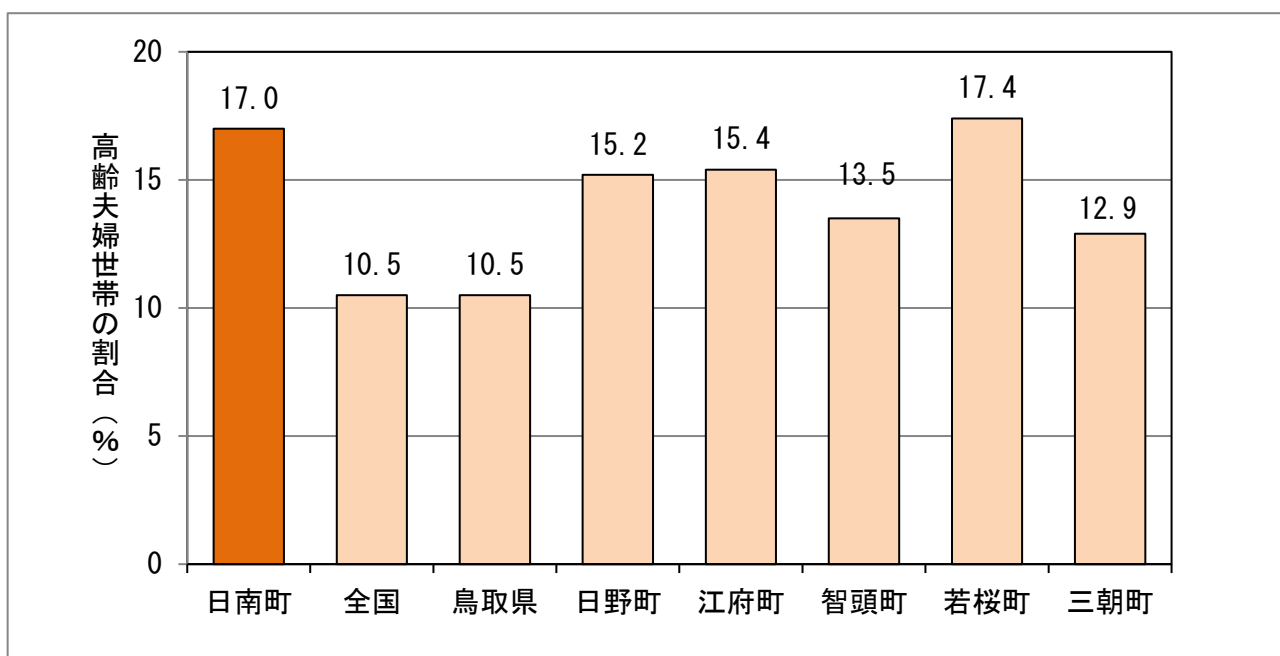
(イ) 高齢者独居世帯の割合



○出典：総務省R2年「国勢調査」

- ・ 高齢者独居世帯の割合は23.8%と高く、全国・鳥取県の約2倍となっています。選出した他地域と比較しても、最も高率となっています。

(ウ) 高齢者夫婦世帯の割合

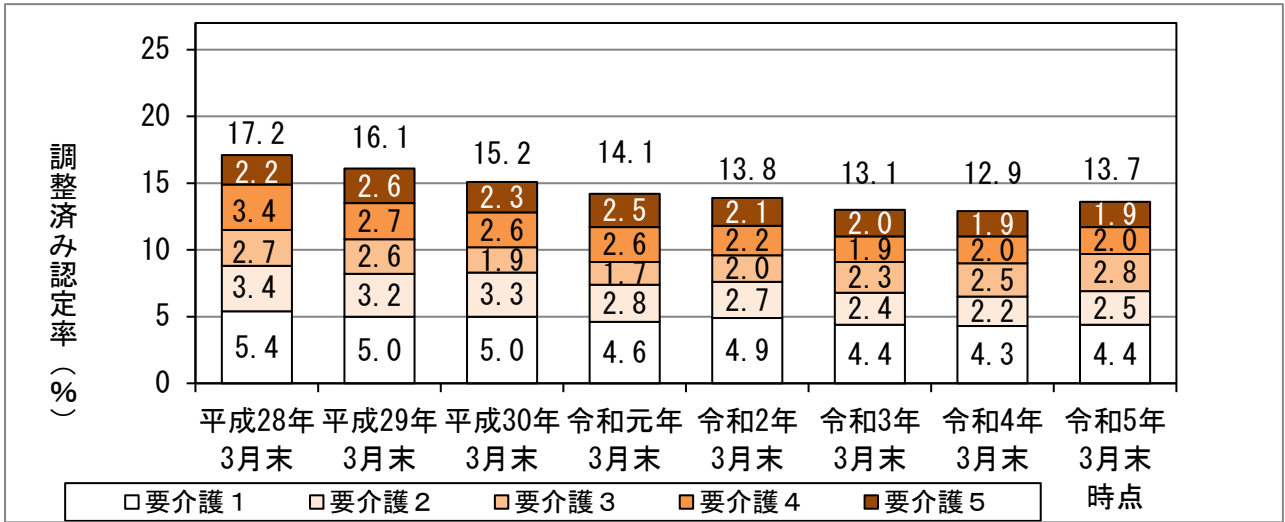


○出典：総務省R2年「国勢調査」

- ・ 高齢者夫婦世帯の割合は17%で、国・鳥取県より高くなっています。
- ・ 他地域と比較しても、高率となっています。

イ 要介護認定率

(ア) 調整済み要介護認定率の推移（要支援を除く）

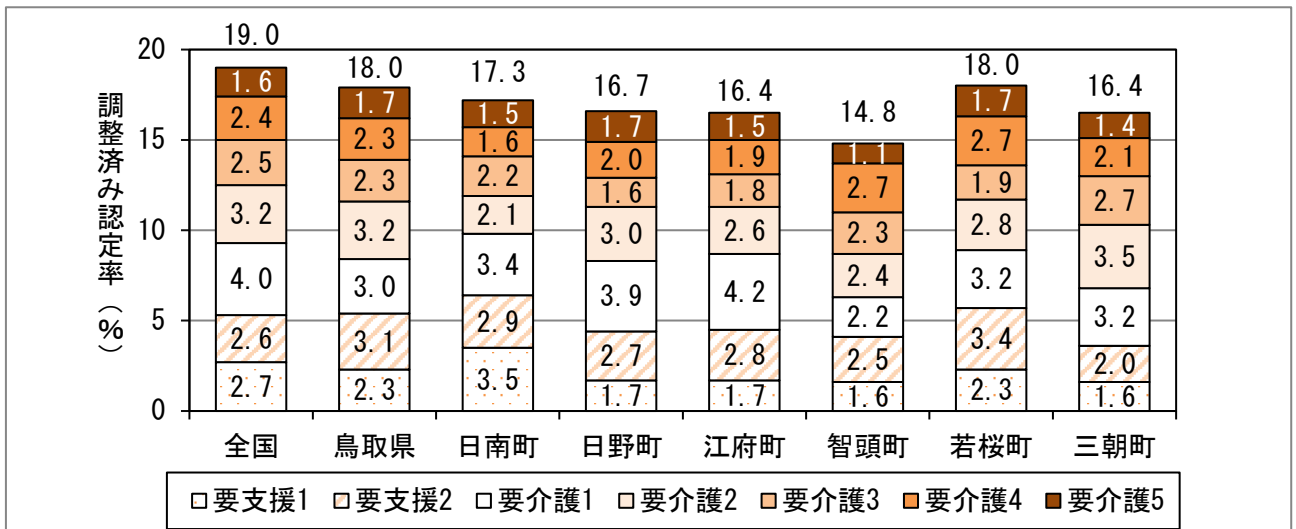


○出典：H27～R2年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、R3・R4年度：「介護保険事業状況報告（3月月報）」R5年度：直近の「介護保険事業状況報告（月報）」

※「調整済み」とは、性別、年齢別人口構成の影響を除外するため、「どの地域も全国平均と全く同じ第1号被保険者の性・年齢別人口構成だったと仮定して計算をしたもの」です。実際の認定率とは異なりますが、人口構成による影響を受けない状態で分析をすることができます。

- ・本町の調整済み要介護認定率（要支援を除く）は、令和4年までは減少し、令和5年では増加しています。要介護4・5の重度者の割合は減少傾向です。

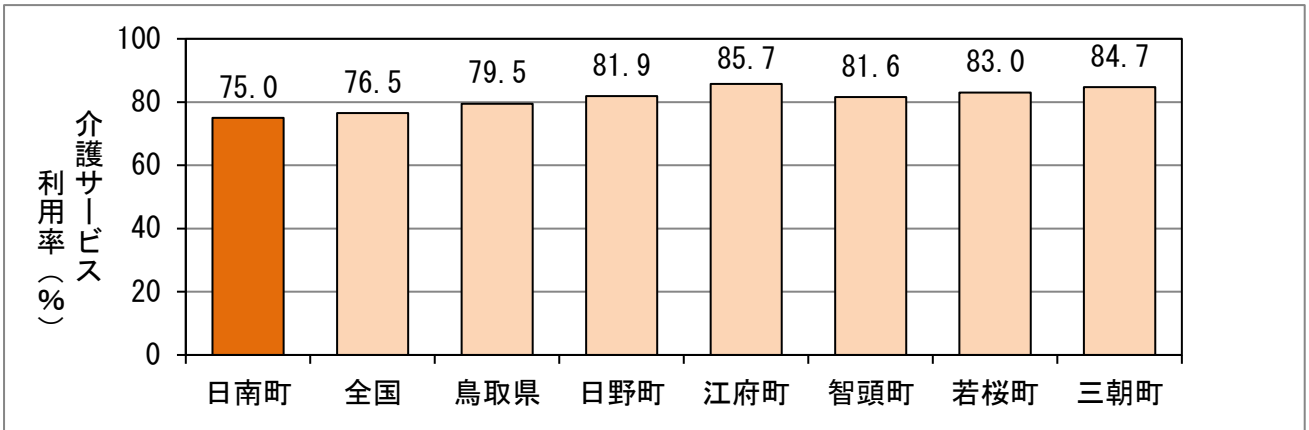
(イ) 調整済み要支援・要介護認定率（要介護度別）（令和4年）



○出典：厚生労働省 R4 年度「介護保険事業状況報告」月報および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

- ・調整済み認定率（要介護度別）は、国・県に比較して低いです。
- ・国・県・他地域と比較して、要支援認定者の割合が多く、要介護4・5の重度認定者の割合が少ないです。

ウ 介護サービス利用率（令和4年）



○出典：厚生労働省 R4 年度「介護保険事業状況報告」月報

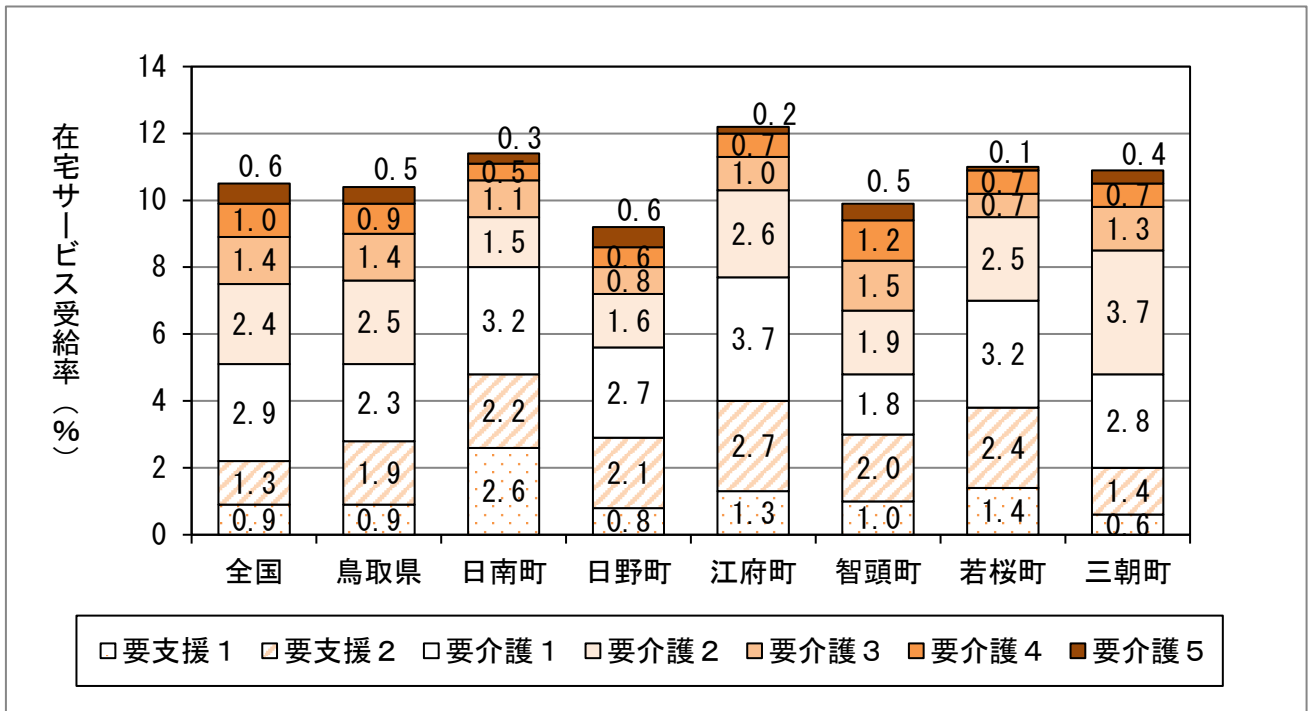
- ・介護サービス利用率は、施設サービス、居住系サービス、在宅サービスの利用者数合計を第1号被保険者のうちの要支援・要介護認定者の人数で除した値を意味します。介護サービス（在宅・居宅系・施設サービスを含む）の利用率は、国と比べると差はありませんが、県や他地域と比べるとやや低い傾向にあります。

エ 介護サービス受給率

介護サービス受給率とは、第1号被保険者のうち、それぞれのサービスを利用している人の割合です。

○出典：厚生労働省 R5 年度「介護保険事業状況報告」4月～9月月報

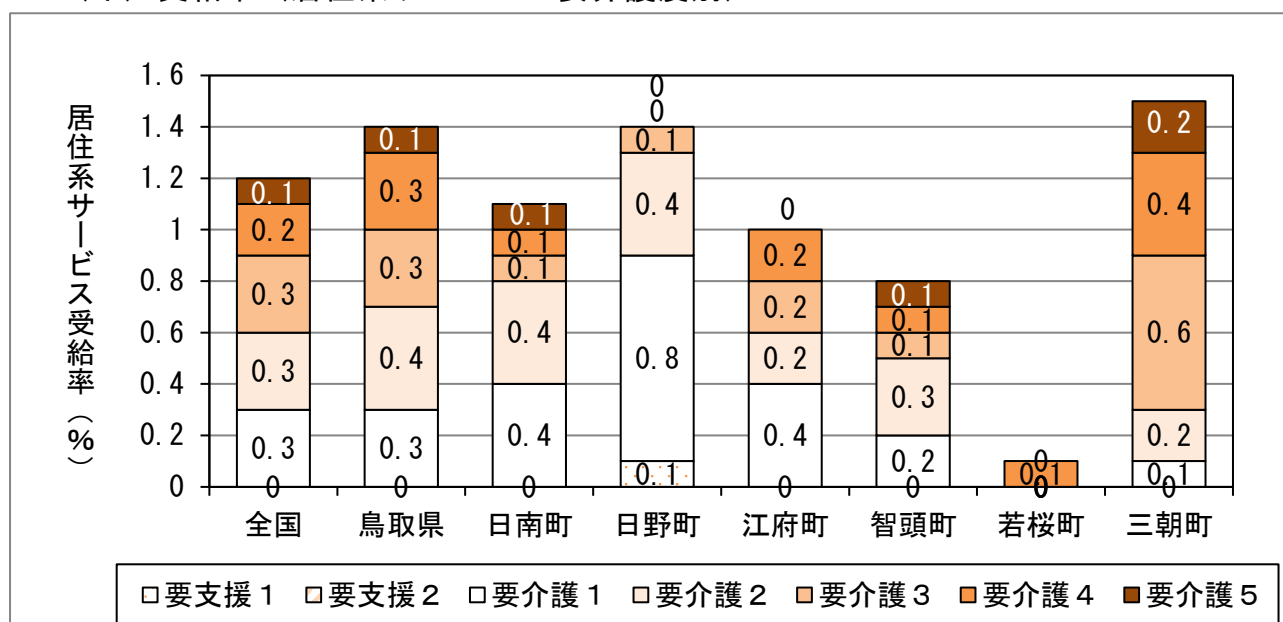
（ア）受給率（在宅サービス 要介護度別）



- ・在宅サービスの受給率合計は、国や県と比較してやや高めです。要支援1・2、要介護1の方の割合が高く、要介護2以上の方の割合が低い傾向です。

- ・在宅サービスとは、以下のサービスを意味します。
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（介護老人保健施設、介護療養型医療施設等、介護医療院）、福祉用具貸与、福祉用具購入費、住宅改修費、介護予防支援・居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護

(イ) 受給率（居住系サービス 要介護度別）



- ・居住系サービスは、グループホーム（あさひの郷）の利用がほとんどで、要介護1・2の人の利用割合が多くなっています。

- ・居住系サービスは、以下のサービスを意味します。

【特定施設入居者生活介護】

有料老人ホームなどに入居している人が、日常生活上の支援や介護を受けられるサービスです。

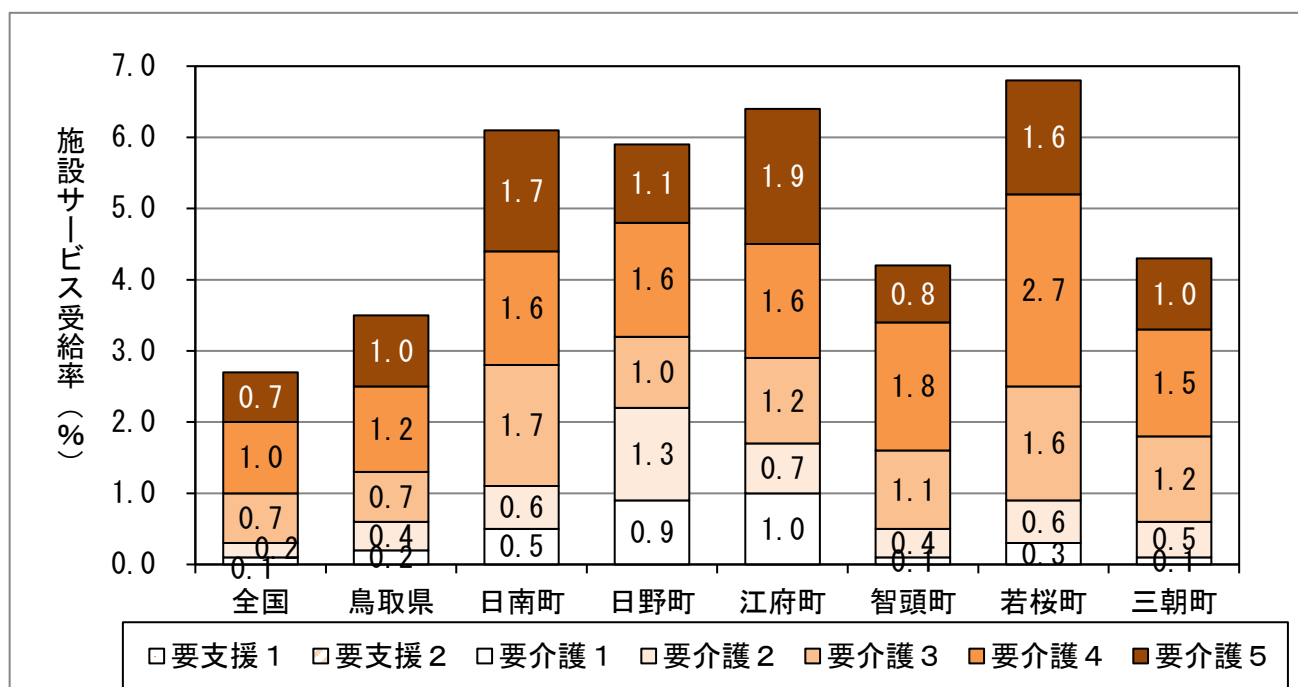
【認知症対応型共同生活介護】

認知症のある方が共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練を受けられるサービスです。

【地域密着型特定施設入居者生活介護】

小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練を受けられるサービスです。

(ウ) 受給率（施設サービス 要介護度別）



- 施設サービスの受給率は、国や県より高いです。本町に多い高齢独居世帯や高齢夫婦世帯は、介護力が弱いこと、中山間地域で町の面積が広く、頻回な介護サービスの利用ができにくいこと、介護サービス資源が十分でなく、在宅生活の継続支援が困難な状況にあり、重度になると在宅での生活を継続することが難しくなり、施設入所につながりやすいことなどが考えられます。
- 施設サービスは、以下のサービスを意味します。

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設】

要介護認定を受けた方のための生活施設です。入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。定員が29名以下の施設は、地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）と呼ばれます。

【介護老人保健施設】

要介護認定を受けた方で、在宅復帰、在宅療養支援のためにリハビリテーションを提供することで、機能維持・改善の役割を担う施設です。

【介護療養型医療施設】

要介護認定を受けた方で、医療の必要な方のための長期療養施設です。療養病床等を有する病院または診療所であって、当該療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話および機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設です。介護保険法の改正により、令和5年度末で廃止となります。

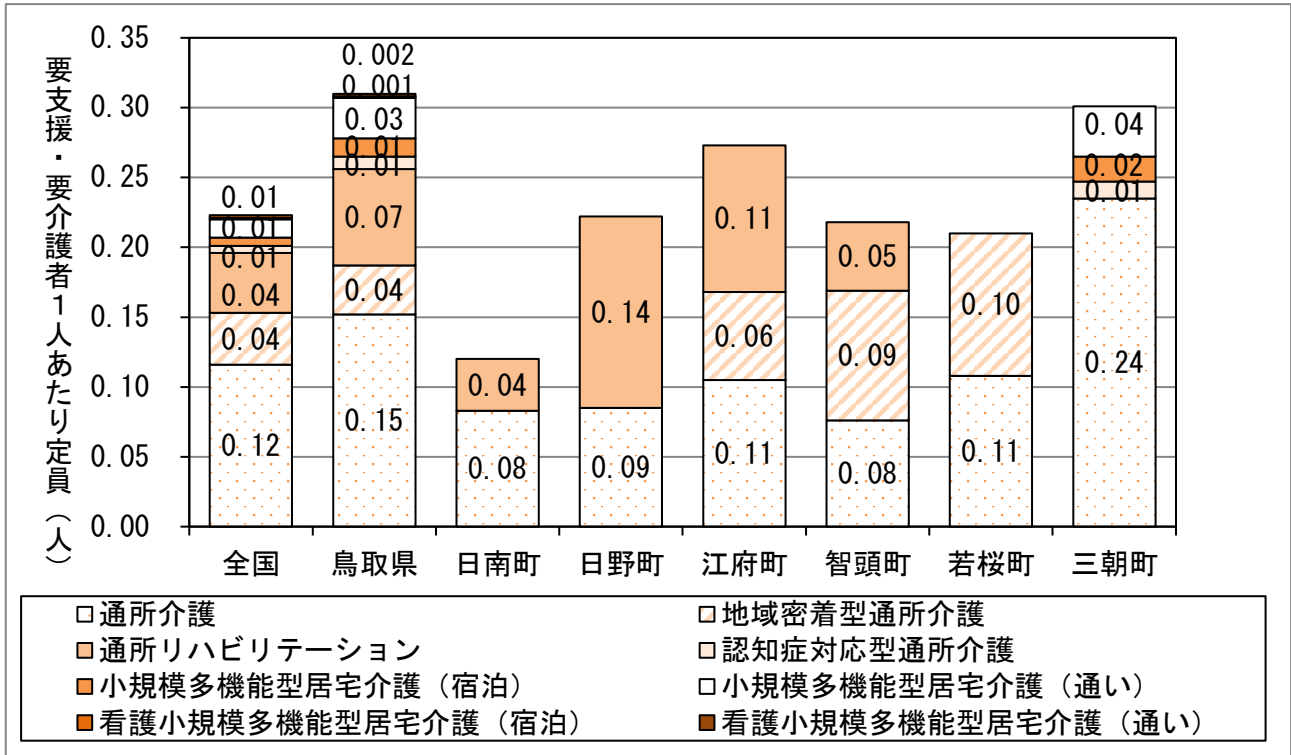
【介護医療院】

要介護認定を受けた方の長期療養・生活のための施設です。要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設です。

オ 要支援・要介護者1人あたり定員

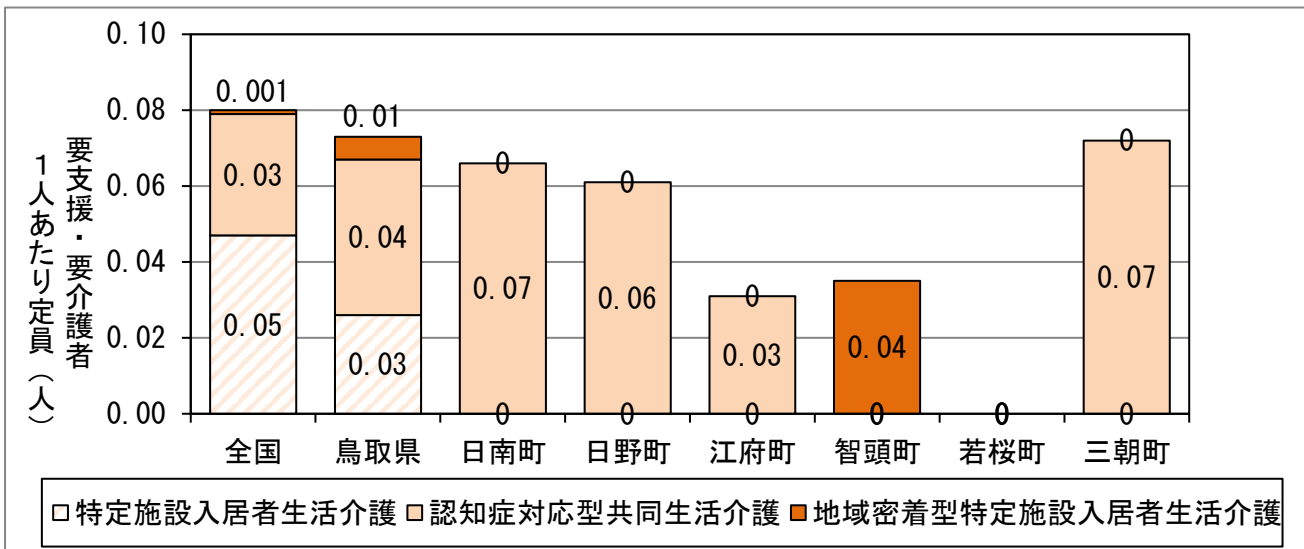
○出典：介護サービス情報公表システムおよび厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報)

(ア) 通所系サービス（令和4年）



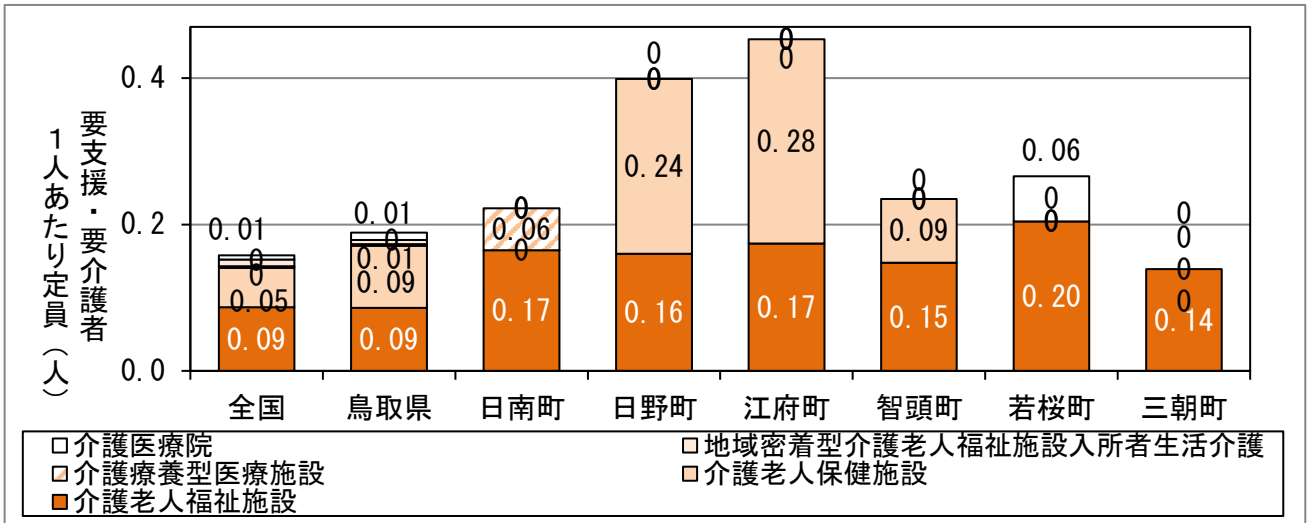
・通所系サービスは、認定者1人あたりの定員が、国の1/2、県の1/3程度と低く、近隣の他地域と比べても低い傾向にあります。今後、どのように確保していくのがよいか、検討が必要です。

(イ) 居住系サービス（令和4年）



・居住系サービスの認定者1人あたりの定員は、国や県より少なく、町内には認知症対応型グループホームが18床あるのみです。特定施設入居者生活介護等の利用は、鳥取県西部等の施設の広域対応が必要です。

(ウ) 施設サービス (令和4年)

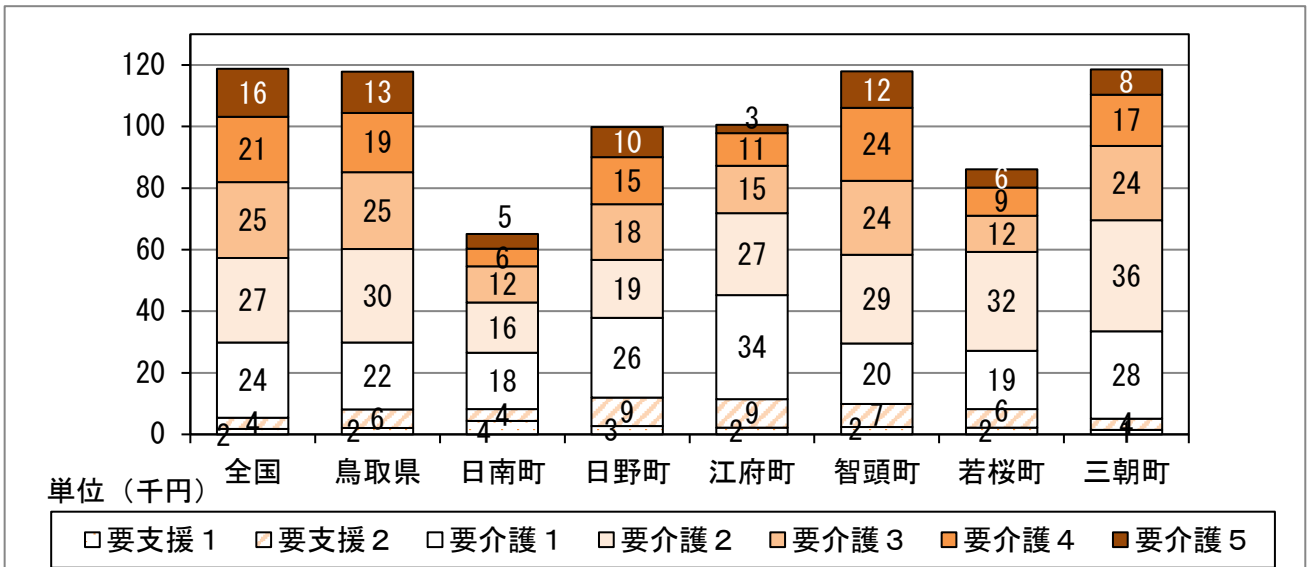


- 施設サービスの認定者1人あたり定員は、国や県と比較して同程度ですが、介護療養型医療施設は、令和5年度末で廃止となる予定で、町内には介護老人福祉施設のみとなります。介護老人保健施設については、近隣の町の施設利用により補っていくこととなります。

カ 介護サービス給付月額 (令和5年4月～9月分給付実績)

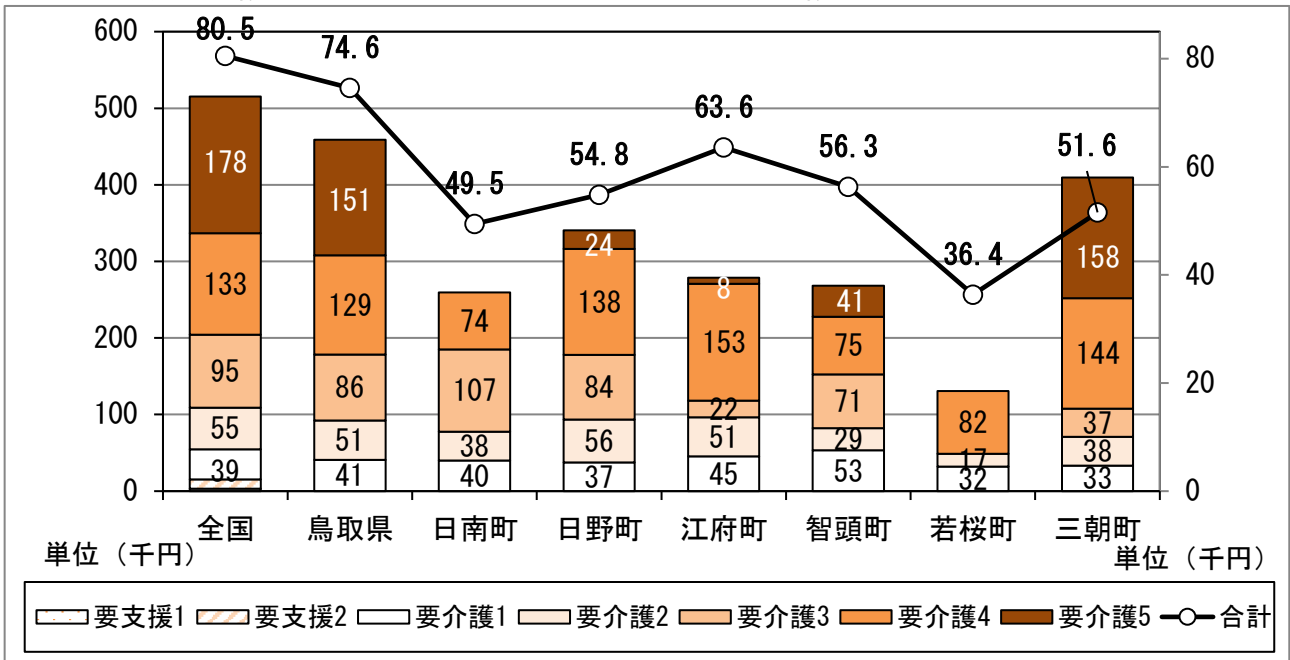
○出典：厚生労働省 R5 年度「介護保険事業状況報告」月報

(ア) サービス受給者1人あたり給付月額 (要介護度別) 【在宅サービス合計】



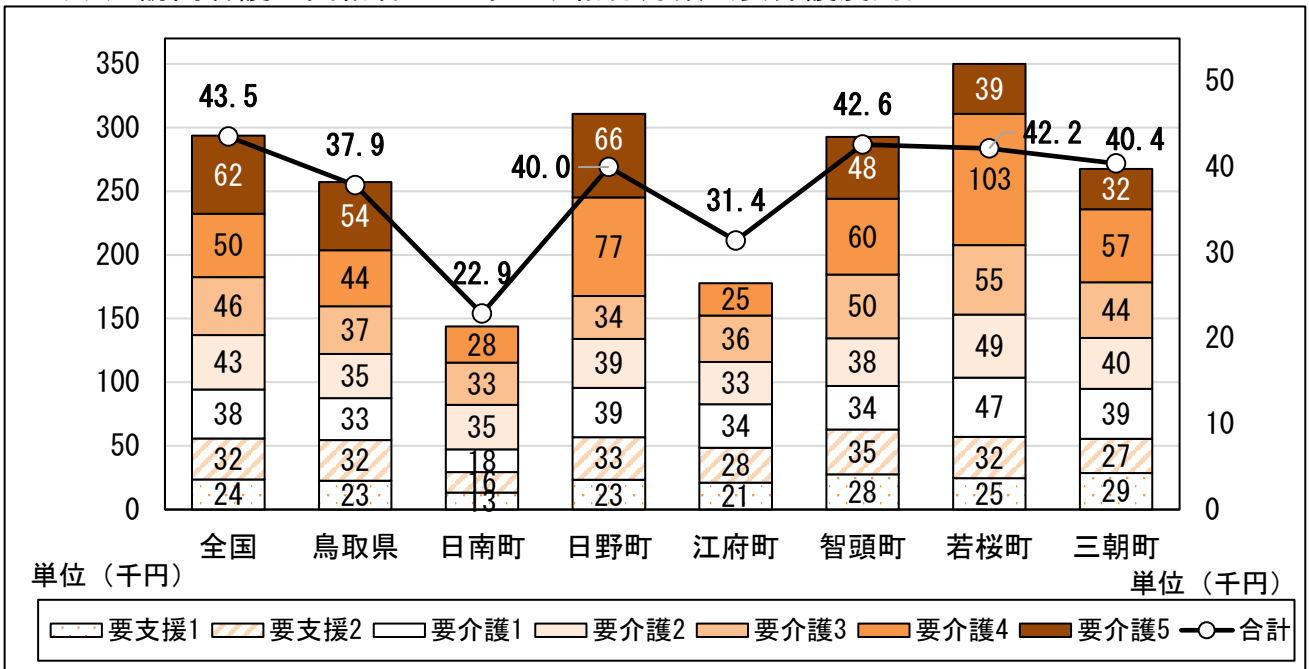
- 受給者1人あたり給付月額とは、サービスを使ったときに発生する料金のうち、町が負担している総額を、同サービスを使っている人数で割ったものです。在宅サービスの受給者1人あたり給付月額は65,000円で、国・県の1/2程度であり、他地域と比較しても少ない状況です。サービス提供体制や、利用者の経済的問題等から、サービス利用量を増やしていく状況があるのではないかと思います。
- 特に、要介護3・4・5の重度認定者の1人あたり給付月額が少なく、在宅生活の継続に支障がないか検討が必要です。

(イ) 訪問介護 受給者1人あたり給付月額(要介護度別)



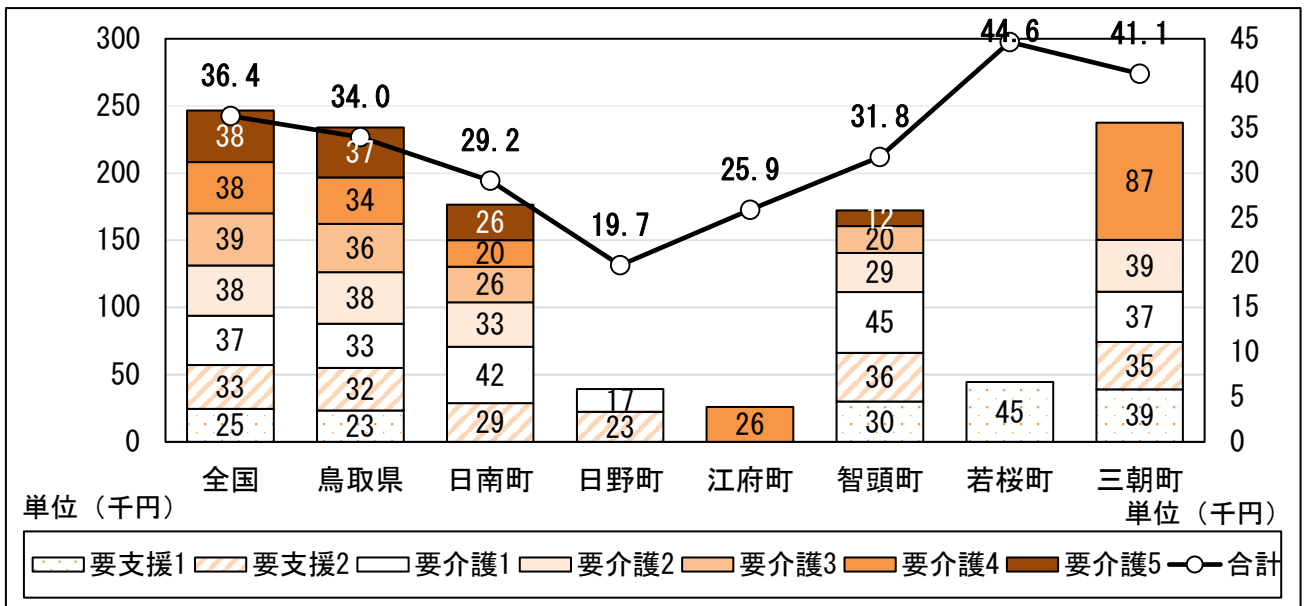
・訪問介護の受給者1人あたり給付月額は49,500円で、国・県よりも少ないです。他地域は町により差がありますが、平均値に近い状況です。また、要介護度別を国・県と比較すると、要介護1・2・3では差がありませんが、要介護4では約半分と低くなっています。要介護5の人の利用実績はありませんでした。

(ウ) 訪問看護 受給者1人あたり給付月額(要介護度別)



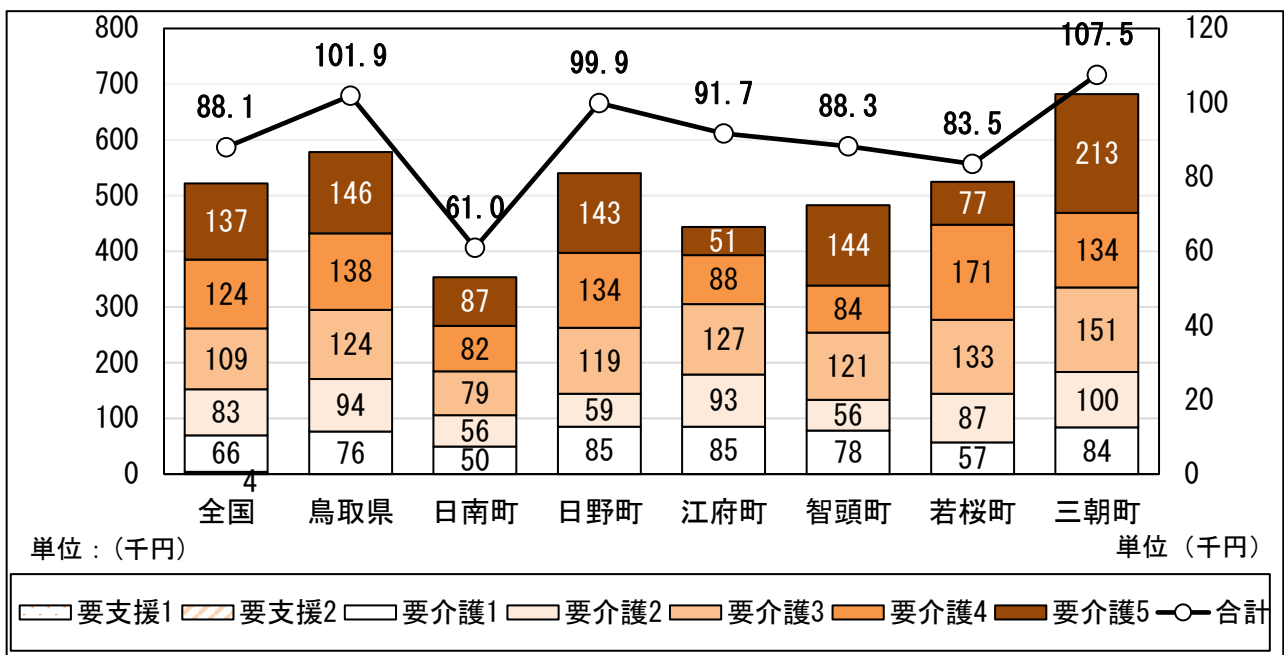
・訪問看護の受給者1人あたり給付月額は、22,900円で、国・県・他地域と比較して約1/2と少ない状況です。また、要介護度別に見ると、いずれも国・県よりも低く、訪問看護の頻度が軽度者でも重度者でも画一化されていることが伺えます。

(エ) 訪問リハビリテーション受給者1人あたり給付月額（要介護度別）



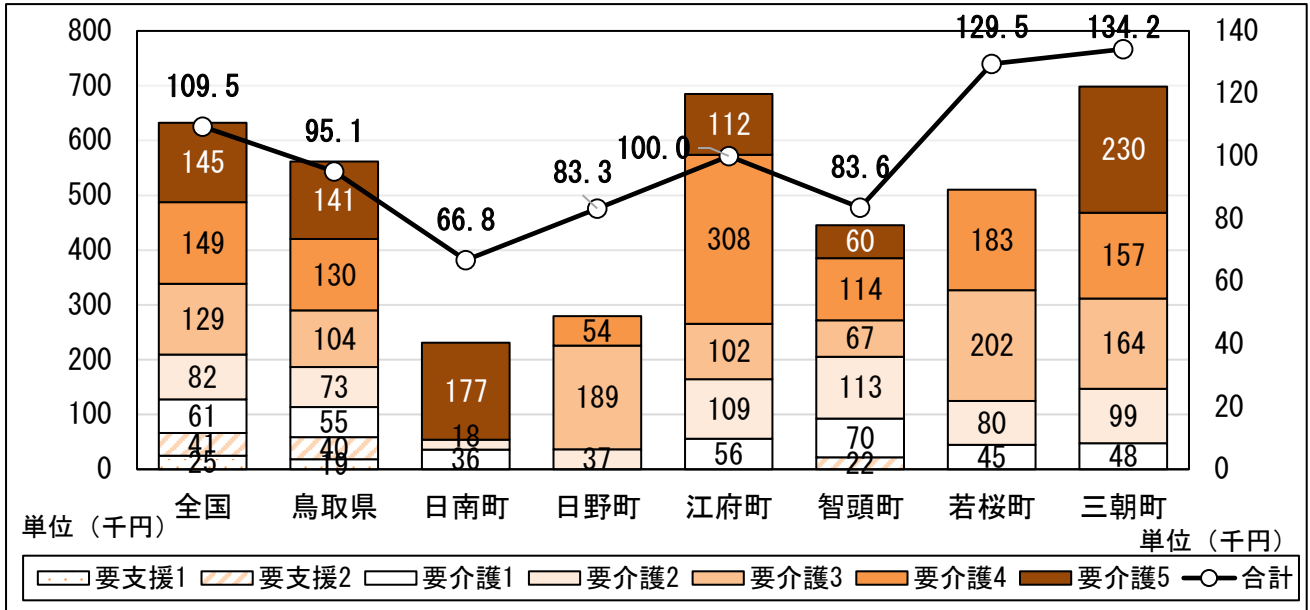
・訪問リハビリテーションの受給者1人あたり給付月額は29,200円で、国・県の8割程度です。郡内他町よりやや多いですが、他地域と比較すると少ない状況です。また、要介護度別に見ると、国・県と比較して要介護1でやや多く、要介護3・4・5でやや少なくなっています。

(オ) 通所介護受給者1人あたり給付月額（要介護度別）



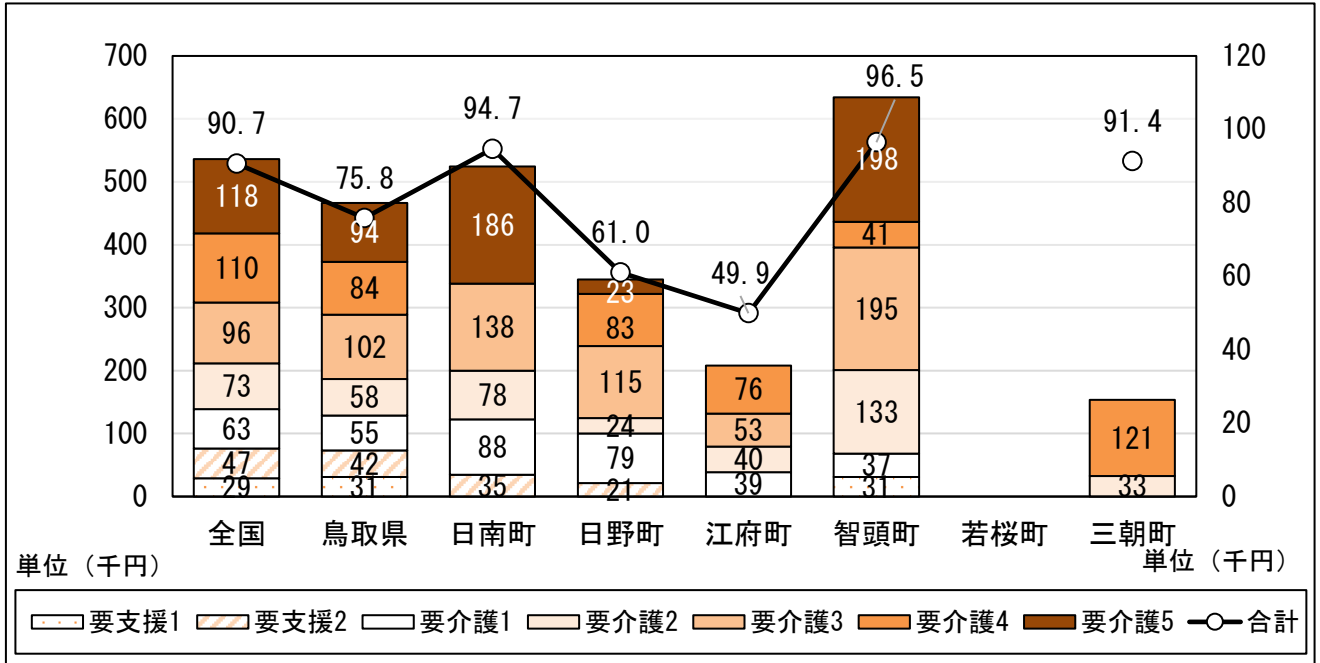
・通所介護の受給者1人あたり給付月額は61,000円であり、国・県と比較しても、他地域と比較しても少ない状況です。通所介護を提供する事業所は町内に1事業所のみであり、町面積が340㎏と広いためサービス利用には移動時間を要し、サービス利用者にも提供者側にも、利用時間や利用回数を増やすのが困難な状況があります。また、介護度別に見ても、どの介護度でも国・県と比較して少なく、要介護3・4・5の重度認定者の給付月額が、他地域と比較しても少ない状況です。

(カ) 短期入所生活介護受給者1人あたり給付月額（要介護度別）



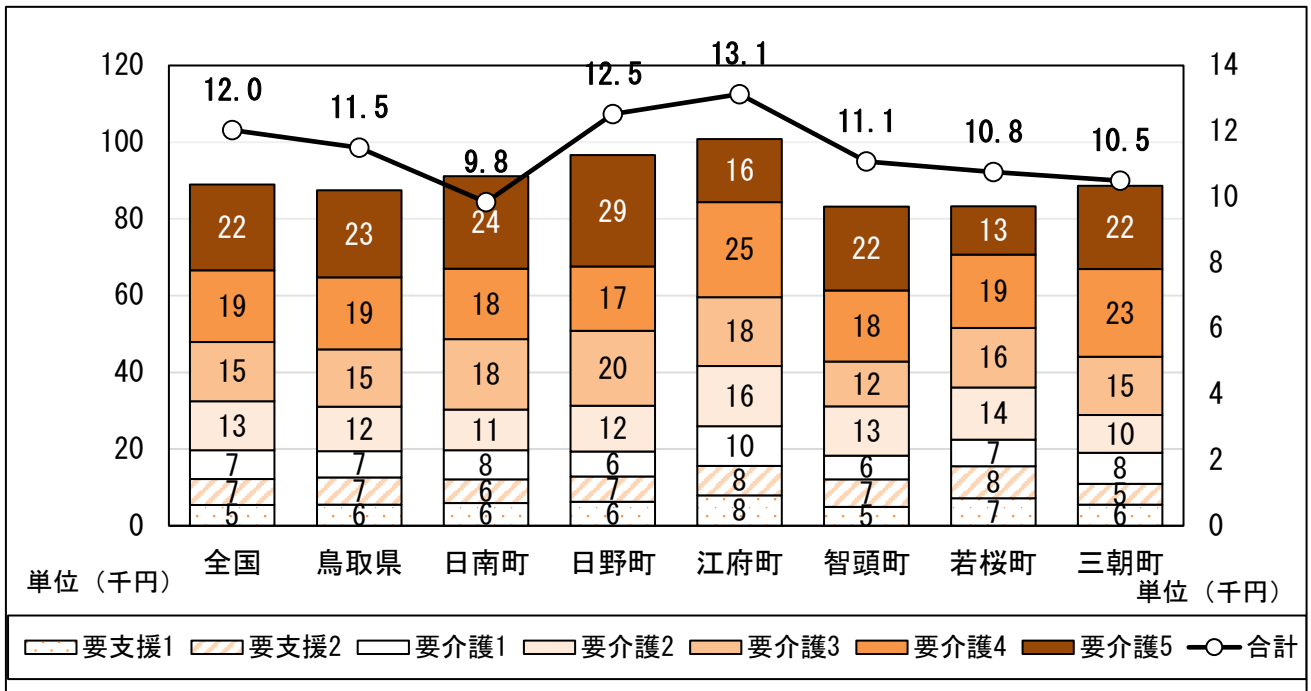
・短期入所生活介護の受給者1人あたり給付月額は66,800円と、全国の約1/2と少なく、他地域と比較しても少ないです。町内でサービス提供できる事業所は1か所で、空床利用によるものです。要介護度別に見ると、要介護1・2では国・県より少なく、要介護5ではやや多くなっています。

(キ) 短期入所療養介護受給者1人あたり給付月額（要介護度別）



・短期入所療養介護の受給者1人あたり給付月額は94,700円で、国や県、他地域と比較して多くなっています。町内でサービス提供できる事業所は1か所（日南病院療養病床）ですが、令和5年度末で廃止となります。希望者が利用できるよう対応が必要です。要介護度別に見ると、国・県と比較して要支援1、要介護4はなく、要支援2ではやや少ないですが、要介護1・2・3・5では、多くなっています。

(ク) 福祉用具貸与受給者1人あたり給付月額(要介護度別)



・福祉用具貸与の受給者1人あたり給付月額は9,800円で、国・県・他地域と比較してやや少ないです。また、要介護度別に見ると、介護度による差は少なく、国・県と比較して同程度です。

3 社会資源の状況

日南町内に所在する介護保険関係事業所や高齢者の住まいは次のとおりです。

表12 介護サービス事業所

区 分		事業所数
居 宅 介 護 ・ 予 防	訪問介護(介護予防)<日南福祉会>	1
	訪問入浴介護(介護予防)	0
	訪問看護(介護予防)<日南病院>	1
	訪問リハビリテーション(介護予防)<日南病院>	1
	居宅療養管理指導(介護予防)<日南病院>	1
	通所介護(介護予防)<あかねの郷定員 一般型45、リハビリ特化型10>	1
	通所リハビリテーション(介護予防)	1
	短期入所生活介護(介護予防)<あかねの郷> (空床利用)	1
	短期入所療養介護(介護予防)<日南病院> (空床利用)	1
	特定施設入居者生活介護(介護予防)	0
	福祉用具貸与(介護予防)	0
	特定福祉用具販売(介護予防)	0
地 域 密 着	夜間対応型訪問介護	0
	認知症対応型通所介護(介護予防)	0
	小規模多機能型居宅介護(介護予防)	0
	認知症対応型共同生活介護(介護予防)<あさひの郷(18床)>	1
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	
護 居 支 宅 支 援 介	居宅介護支援 <あかねの郷、日南病院>	2
	地域包括支援センター(介護予防支援) <直営:健康福祉センター内>	1
施 設	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) <あかねの郷> (90床)	1
	介護老人保健施設	0
	介護療養型医療施設 <日南病院> ※ (18床)	1

○令和5(2023)年12月現在、町内に住所を置く事業所数

※令和5年度末で廃止、医療療養病床(合計40床)に移行予定。

表13 高齢者の住まい

区分	施設名	定員・戸数
高齢者向け住宅	特定公共賃貸住宅 なごみの里	戸数10戸（単身向け6戸、2人向け4戸）
有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム にちなんつくほ	定員9人(1人用9室)
有料老人ホーム	住宅型有料老人ホームあかね荘	定員19人(1人用19室)
日南町短期滞在型 専用住宅	高齢者ショートステイ住宅 ひだまりの家	戸数6戸(単身向け)

4 保健事業の状況

本町の人口減少と高齢化は今後さらに進展すると見込まれています。高齢者のみの世帯は増加し、介護を必要とする人も介護する人も高齢化することから、在宅介護力はいっそう低下することが予測されます。

高齢になっても、みんなが笑顔でいきいきと暮らせるように、若いうちから健康について考え、楽しく健康づくりが実践できるような取り組みが必要です。社会教育、学校保健、職域保健、地域保健など多方面の関係機関と連携をとりながら、生涯を通じての健康づくりを推進しています。

(1) 保健事業について

ア 健康教育事業

生活習慣病予防のため、職域、まちづくり協議会、自治会、老人クラブ、地域のつどいなどで健康教育を行っています。また、日南病院と連携し、糖尿病対策や糖尿病性腎症重症化予防等に力を入れています。

イ 健康相談事業

自分の健康を自分で管理し守っていけるよう、個別健康相談や電話相談等を実施しています。

ウ 栄養改善

生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸につながる食育の推進に努めています。

エ 健康診査・がん検診事業

健康診査・がん検診ともに、受診環境の整備や啓発方法等を工夫し、受診率の向上に力を入れています。

オ 訪問指導事業

健康診査・がん検診で精密検査が必要になった人、特定保健指導対象者、独居・虚弱高齢者、家族介護者、身体・知的・精神障がい者等を対象として家庭訪問を実施しています。

カ 自死対策事業（こころの健康づくり）

精神保健福祉センターや西部総合事務所福祉保健局の協力を得ながら、地道な啓発活動、「ほっと安心日南町こころの健康づくりネットワーク」の充実、こころの健康状態が不調な方への細やかな対応、精神科医師によるこころの相談日の開設（年5回）、医療機関との連携強化などに継続して取り組んでいます。

（2）健康づくり計画の推進

町民が健康でいつまでも笑顔で暮らせるように、生涯にわたる健康づくり計画を策定しています。生活習慣病を予防し、壮年期死亡を減少させ、健康寿命を延ばし、生活の質の向上を実現することが目的です。

令和2年度には、健康増進計画、食育推進計画、自死対策計画を一体化した「にこにこ健康にちなん21」を策定しました。令和3年度から11年度までの9年間を計画期間として、年1回推進委員会を開催し、町民の皆さんとともに健康づくりに取り組んでいます。

5 地域支援事業の状況

地域支援事業は、要介護・要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した生活を送ることができるように支援することを目的として実施しています。地域支援事業のうちの従来の介護予防事業が、平成27年度より介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）に再編されています。

地域支援事業の財源構成は、次表のとおりです。総合事業の費用については、介護保険給付抑制効果を考慮して第2号保険料が投入されており、在宅サービスの保険給付費と同じ財源構成です。

表14 地域支援事業の財源構成

事業の区分	国	都道府県	市町村	保険料	
				第1号	第2号
総合事業	25%*	12.5%	12.5%	23%	27%
包括的支援事業・任意事業	38.5%	19.25%	19.25%	23%	—

※総合事業に係る国の交付金について、一律に交付するものを国庫負担率25%のうち20%とし、残りの5%分については市町村における介護保険財政を調整するために傾斜をつけた交付金として交付される。

(1) 地域包括支援センターの充実

平成18年4月1日の改正介護保険法施行により、地域ケアの拠点である既存の在宅介護支援センターを移行し、町が運営主体として日南町地域包括支援センターを日南町健康福祉センターほほえみの里に設置しました。地域包括支援センターは、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設」です。つまり、高齢者等が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的および継続的な支援を行う地域包括ケアを推進することが目的です。併せて人材の確保等体制整備を図っていくことが必要であり、充実に努めています。

地域包括支援センターの設置および運営に関しては、適切、公正かつ中立的な運営を確保する観点から、地域包括支援センター運営協議会を設置し、関与していくことになっています。このため、介護保険の被保険者、サービス事業者、保健医療関係者、福祉関係者および学識経験者などの代表で構成する「日南町介護保険運営協議会」が設置および運営に関与しています。また、本町は地域包括支援センターを設置主体として地域の実情をふまえ、運営協議会の議を経て運営に適切に関与しています。

表15 職員体制（令和5年10月1日現在）

区 分	人数
センター長（社会福祉士）	1
保健師	1
主任介護支援専門員（社会福祉士）	1
介護支援専門員	1
認知症地域支援推進員（社会福祉士）	1

（2）日南町地域包括支援センターの「スローガン」と「活動方針」

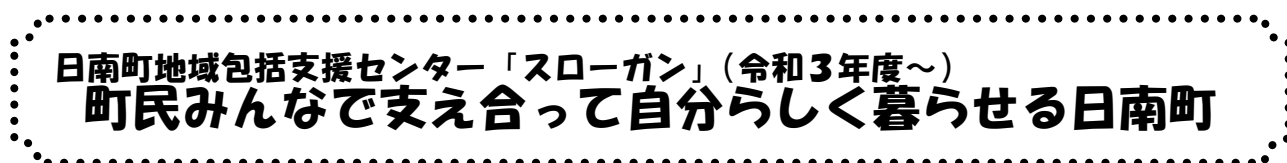


図13 日南町地域包括支援センター「令和3～5年度 活動方針」

1. 地域で助け合って暮らせる生活支援体制の整備
 - 1) まちづくり協議会・自治会と協働して地域支え愛ネットワーク構築事業を推進する
 - 2) 地域で支え合える仕組みをつくる
2. 高齢者の社会参加と健康づくり・介護予防の推進
 - 1) 生きがいのある健康づくり
 - 2) 社会参加・気軽に集える居場所の支援
 - 3) 保健・医療など多方面と連携した介護予防
 - 4) 生活を支える体制整備（介護予防・日常生活支援総合事業）
3. 自分や家族が認知症になっても大丈夫だと思える地域づくり
 - 1) 認知症への理解を深める
 - 2) 認知症の予防、早期発見・早期対応を図る
 - 3) 認知症地域支援・ケア向上を推進する
 - 4) 認知症の人の支援体制を整える
4. 人生の最期まで生きがいと尊厳を持って暮らせる体制整備と意識啓発
 - 1) 成年後見制度等の利用を促進するための周知・啓発を行う
 - 2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりと担い手の確保に努める
 - 3) 利用者に寄り添った成年後見制度の運用を進める
 - 4) 高齢者虐待の防止及び早期発見を図り支援につなげる
5. 地域で暮らし続けることができるための、在宅医療・介護の連携充実と基盤整備（地域包括ケアシステムの充実）
 - 1) 地域における在宅医療・介護の関係機関の連携拡充
 - 2) 地域住民（地域活動）と医療・介護・福祉・専門職の連携
 - 3) 高齢者向け住まいの整備
 - 4) 必要な医療・介護サービスが利用できる体制整備

平成23年6月に要支援1・2、要介護1・2の者で町外のケアハウス又はサービス付き高齢者住宅等に入居している54名について、担当介護支援専門員と地域包括ケア会議企画会議メンバーで在宅生活が継続できなかった理由を検証しました。その内容は在宅支援会議で挙げられる生活面の課題と同じでした。この生活課題を地域包括ケア会議で関係者と情報共有し、在宅支援会議・地域包括ケア会議等からみえてきた高齢者の5つの生活（地域）課題としてまとめて平成24年度から関係団体と協働して取り組んできました。

令和元年度に、過去5年間に町外の家族の家や施設に転居された44名（うち要支援・要介護認定あり42名、要介護認定なし2名）について、町外へ転居となった理由を担当介護支援専門員、包括職員を中心に明らかにし企画会議のメンバーで検討しました。併せて転出者についても転出理由が分かる人について課題を検討しました。町外へ転居するきっかけとして「入院」、「介護者の病気等」が多くあり、また「冬期入所」をきっかけに町外へ転居する人も数人あったことが明らかになりました。課題の検討を行った結果、高齢者の5つの生活（地域）課題に対する支援について、認知症に関する課題を具体的に表現することと、離れて暮らす家族への支援という新たな課題を掲げて、高齢者の6つの生活（地域）課題への支援として、令和2年度から取り組んでいます。

図14 高齢者の6つの生活（地域）課題への支援

1. 薬がきちんと飲めない、自分自身や家族で健康管理ができてにくいことへの支援
2. 食生活（材料を買う、3食作る、食事回数や量などが不規則になりがち、孤食）が困ることへの支援
3. 認知症を理解して安心して暮らせる地域づくりへの支援
4. 自分の終末期をどう迎えたいか伝えておくこと、本人の意思を尊重する家族、地域であることへの支援
5. 日南町で暮らし続けられるために、どんな住まいが必要かをみんなで考えていくことができる支援
6. 離れて暮らす家族への支援

（3）介護予防・日常生活支援総合事業

総合事業の趣旨をもとに、背景・基本的な考え方として、次のものが挙げられています。

- ①多様な生活支援の充実
- ②高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり
- ③介護予防の推進
- ④市町村、住民等の関係者間における意識の共有と自立支援に向けたサービス等の展開
- ⑤認知症施策の推進
- ⑥共生社会の推進

ア 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者又は事業対象者（以下、「要支援者等」という）の多様な生活支援のニーズに対応するため、従来の介護予防訪問介護等のサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスをもって支援することとしています。事業の実施に際しては、介護予防ケアマネジメント事業により、個々の要支援者等の心身の状況、その置かれている環境やその他の状況に応じて、要支援者等の選択に基づき、適切な事業を包括的かつ効率的に実施するよう努めています。

（ア）訪問型サービス（第1号訪問事業）

a 訪問型サービス従前相当：日南福祉会他介護保険指定事業所（旧介護予防訪問介護に相当するサービス）

要支援者等の居宅において、介護予防を目的として訪問介護員等が入浴、排泄、食事等の介護等、身体介護や生活支援を行います。

- 実施事業所 令和2年度 8か所（町内1か所、町外7か所）
- 令和3年度 5か所（町内1か所、町外4か所）
- 令和4年度 2か所（町内1か所、町外1か所）

表16 訪問型サービス従前相当実施状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用実人数	事業対象者	3人	4人	1人
	要支援1	24人	31人	21人
	要支援2	39人	39人	26人
	合計	※64人	※66人	※46人
利用延人数	事業対象者	27人	27人	12人
	要支援1	177人	197人	183人
	要支援2	277人	256人	195人
	合計	481人	489人	390人
利用延回数	事業対象者	99回	98回	40回
	要支援1	943回	1,051回	846回
	要支援2	1,892回	1,938回	1,320回
	合計	2,934回	3,087回	2,220回

※複数の区分での利用があるため、区分の和が合計と一致しない

※令和2年度は5月審査から翌年4月審査分まで、令和3、4年度は4月審査から翌年3月審査分

b 訪問型サービスB（住民主体）：日南町シルバー人材センターへ委託

日南町の定める要綱に基づき、買い物、調理、ゴミ出し、掃除等の生活援助等を行います。

表17 訪問型サービスB実施状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用実人数	事業対象者	1人	0人	0人
	要支援1	0人	1人	1人
	要支援2	1人	0人	0人
	合計	2人	1人	1人
利用延人数	事業対象者	12人	0人	0人
	要支援1	0人	12人	12人
	要支援2	6人	0人	0人
	合計	18人	12人	12人
利用延回数	事業対象者	50回	0回	0回
	要支援1	0回	52回	56回
	要支援2	38回	0回	0回
	合計	88回	52回	56回

c 訪問型サービスC（短期集中）：日南病院へ委託

保健、医療専門職による日常生活のアセスメントを主とした訪問を行います。また閉じこもり等何らかの支援を要する者に対して保健、医療専門職が居宅に訪問して、その生活機能に関する問題を総合的に把握、評価し、必要な相談・指導を行います。令和2年度以降の利用実績はありません。

(イ) 通所型サービス（第1号通所事業）

a 通所型サービス従前相当：日南福社会他介護保険指定事業所（旧介護予防通所介護に相当するサービス）

介護予防を目的として、施設に通い、入浴、排泄、食事等の介護などの日常生活上の支援及び機能訓練を行います。

- 実施事業所 令和2年度 3か所（町内1か所、町外2か所）
- 令和3年度 3か所（町内1か所、町外2か所）
- 令和4年度 3か所（町内1か所、町外2か所）

表18 通所型サービス従前相当実施状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用実人数	事業対象者	65人	67人	60人
	要支援1	39人	41人	39人
	要支援2	60人	62人	62人
	合計	※159人	※155人	※153人
利用延人数	事業対象者	619人	645人	552人
	要支援1	333人	306人	295人
	要支援2	504人	521人	503人
	合計	1,456人	1,472人	1,350人
利用延回数	事業対象者	2,197回	2,263回	1,788回
	要支援1	1,222回	1,118回	1,017回
	要支援2	3,039回	3,028回	2,623回
	合計	6,458回	6,409回	5,428回

※複数の区分での利用があるため、区分の和が合計と一致しない

※令和2年度は5月審査から翌年4月審査分まで、令和3、4年度は4月審査から翌年3月審査分

b 通所型サービスB（住民主体）

通所型サービスB事業については、一般介護予防事業・地域介護予防活動支援事業・住民主体通所型サービス運営事業へ移行しました。

c 通所型サービスC（短期集中）：日南病院へ委託

日常生活に支障のある生活行為を改善するために、利用者の個別性に応じて保健・医療専門職により、運動機能向上プログラム、栄養改善プログラム、口腔機能向上プログラム、膝痛・腰痛対策プログラム、閉じこもり予防プログラム及び認知症機能低下予防・支援プログラムを複合的に行います。この際、訪問型サービスCによるアセスメント訪問と組み合わせ、日常生活に支障のある生活行為を明らかにして取り組むよう努めています。

表19 通所型サービスC実施状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用実人数	事業対象者	1人	1人	1人
利用延人数		4人	3人	1人
利用延回数		13回	12回	2回

※要支援1及び要支援2の利用実績なし

(ウ) その他生活支援サービス事業（第1号生活支援事業）

a 日南町見守り・生活支援サービス

日南町の定める要綱に基づき、宅配弁当など業務で定期的に居宅へ訪問する事業者やボランティア団体等を実施事業者として登録し、見守りを行います。

令和元年度から多里まちづくりサポートセンター（弁当配達）と安達商事（移動販売車あいきょう）により実施されています。安達商事は令和3年度末で終了となりましたが、令和5年8月から合同会社ひまわりにより再開となっています。

○実施事業所 令和2年度 2か所（町内1か所、町外1か所）
 令和3年度 2か所（町内1か所、町外1か所）
 令和4年度 1か所（町内1か所）

表20 日南町見守り・生活支援サービス実施状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用実人数	事業対象者	2人	5人	1人
	要支援1	4人	5人	4人
	要支援2	2人	0人	0人
	合計	※7人	※7人	※4人
利用延人数	事業対象者	19人	24人	3人
	要支援1	28人	34人	27人
	要支援2	8人	0人	0人
	合計	55人	58人	30人
延利用回数	事業対象者	103回	129回	13回
	要支援1	110回	140回	208回
	要支援2	61回	0回	0回
	合計	274回	269回	221回

※複数の区分での利用があるため、区分の和が合計と一致しない

(エ) 介護予防ケアマネジメント事業（第1号介護予防支援事業）

要支援者等から依頼を受けて介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、介護予防・生活支援サービス事業の他、一般介護予防事業や市町村の独自施策、民間企業により提供される生活支援サービスも含め、要支援者等の状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。町内居宅介護支援事業所等へ一部業務委託により実施しています。

a ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメント）

- 委託事業所 令和2年度 4か所（町内2か所、町外2か所）
- 令和3年度 4か所（町内2か所、町外2か所）
- 令和4年度 2か所（町内2か所）

表21 ケアマネジメントA実施状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
実人数	事業対象者	67人 (33人)	66人 (36人)	57人 (35人)
	要支援1、2	74人	71人	51人
延人数	事業対象者	631人 (299人)	643人 (353人)	530人 (325人)
	要支援1、2	592人	540人	424人

※（ ）は地域包括支援センターが直営実施（再掲）

b ケアマネジメントC（初回のみ介護予防ケアマネジメント）

見守り・生活支援サービスのみを利用した者を対象にしています。

表22 ケアマネジメントC実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実人数	4人	2人	1人

イ 一般介護予防事業

地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進します。年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通し、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。

（ア）介護予防把握事業

効果的かつ効率的に収集した情報等を活用して、閉じこもり等何らかの支援を要する者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動へつなげていきます。また、要介護状態になることを予防し元気に活躍していただくために、基本チェックリストにより高齢者の心身の状況を把握することに努めています。

a 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施 令和5年2月実施

調査対象者数：1,853人（65歳以上、要介護認定を受けていない者）

回答者数：1,436人（男性621人、女性815人）

回答率：77.5%

b 在宅介護実態調査の実施 令和5年2月実施

調査対象者数：234人（在宅で要支援・要介護認定を受けている者）

回答者数：168人（男性51人、女性117人）

回答率：71.8%

c 虚弱高齢者を対象とする事業対象者の把握

基本チェックリストに該当し、事業対象者として介護予防・生活支援サービス事業の利用がある者には、事業対象者証を交付しサービス利用につなげています。

表23 事業対象者数の推移

	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
事業対象者数	113人	95人	81人

(イ) 介護予防普及啓発事業

a 高齢者の目標づくり

住民主体通所型サービス運営事業実施団体に、年1回程度、地域包括支援センター職員が出向いて、高齢者自身が毎日の目標、1年後の目標づくりに取り組む支援を行っています。

表24 目標づくり実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施者数	351人	11人	147人
実施団体数	46団体	2団体	21団体

※感染症対策のため、住民主体通所型サービス運営事業を休止した期間あり

b 介護保険ファイルの配布

新規要介護認定者（要介護・要支援）、新規事業対象者へ個別訪問し、介護予防および自立支援についての啓発を行っています（事業対象者から新規介護認定者へは再配布となるため、配布していません）。

表25 介護保険ファイル配布数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
説明配布数	82人	105人	122人
新規介護認定者（再掲）	71人	95人	119人
新規事業対象者（再掲）	11人	10人	3人

c 口腔ケアによる健康づくり

(a) 歯と口腔の健康相談

高齢者の口腔機能低下を予防するため、集団検診会場で歯科衛生士による「歯と口腔の健康相談」を継続して実施しています。口腔内チェック、口腔機能向上指導、口腔清掃指導等を行い、口腔機能向上の啓発に努めました。

表26 歯と口腔の健康相談実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
口腔機能指導実施日数	0日	9日	3日
相談者数 (うち、65歳以上の者)	0人 (0人)	73人 (58人)	15人 (10人)

※感染症対策のため、中止した期間あり

(b) 口腔ケアの普及啓発

令和4年度は、住民主体通所型サービス運営事業実施団体等で「栄養について」の出前講座を行う際に、口腔機能についても併せて啓発しました。基本チェックリストの口腔機能低下の項目について、毎週「かみかみ百歳体操」に取り組んでいる団体と取り組んでいない団体を比較すると、取り組んでいる団体の方が該当する者が少ないことが分かりました。「かみかみ百歳体操」を取り入れる団体は26団体となっています。

d 栄養教育

(a) 管理栄養士による栄養教育

健康の維持増進のために、管理栄養士が自治会や班、グループ単位での栄養教育を行っています。フレイル予防のための啓発も実施しました

表27 栄養教育実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者が参加した栄養教室回数 (うち、男性の料理教室回数)	57回 (0回)	8回 (0回)	11回 (0回)
65歳以上の参加者数 (うち、男性の料理教室参加者数)	660人 (0人)	53人 (0人)	87人 (0人)

(b) 食のつながり帳の活用

日南町の高齢者における生活課題として、食生活については大きな課題と捉えています。食のつながり帳(第1版)を平成27年度に作成し、令和4年度は第3版を一部修正しました。高齢者宅に訪問する関係団体や民生委員等に配布しています。また、新規事業対象者や新規要介護・要支援認定者に対して配布する介護保険ファイルと併せて配布したり、食生活の相談者へ配布したりして説明しまし

た。内容が変更になることが多く最新情報に更新することが困難なことや、チラシ等で相談者への個別対応が可能なことから、令和5年度に廃止しました。

e 服薬支援

令和元年度に薬の飲み忘れを防ぐ啓発DVD「くすりと上手な付き合い方～大切なあなたとくすりの物語～」を日南病院、日南薬局及び日南町地域包括支援センターが協働して作成しました。日南病院待合室での放映や、住民主体通所型サービス運営事業実施団体等へDVDの貸し出しにより、正しく薬を服用することで生活習慣病の悪化防止につなげるための意識啓発に取り組んでいます。

令和4年度は、支え愛ネットワーク活動、出前講座隊、ふる里まつりの展示で、町内高齢者の生活課題を紹介し、服薬が正しくできないことが体調不良を引き起こし在宅生活の継続が難しくなるきっかけとなっていることを周知しました。日南病院60周年住民シンポジウム（以下、「病院シンポジウム」という）では、服薬支援の取り組みについて紹介し、高齢者の服薬支援についての意識啓発を図りました。毎週実施する在宅支援会議においても、服薬支援が必要な者への対応の協議や情報共有を継続して行っています。

f 「離れて暮らすご家族へ」パンフレットの活用

高齢者の6つの生活（地域）課題の1つとして「離れて暮らす家族への支援」が令和2年度に新たに追加されました。80歳以上の一人暮らしや高齢者夫婦世帯が多く、離れて暮らす家族に向けて、高齢者が活用できる介護保険以外の福祉サービス等を記載したパンフレットです。高齢者が家を空ける場合には、ご近所や民生委員等、誰かに不在にすることを伝えておいて欲しいことを、離れて暮らす家族へ伝えることも含まれています。

令和4年度は、支え愛ネットワーク活動や住民主体通所型サービス運営事業実施団体等での目標づくりの際に配布し周知しました。また、町ホームページへの掲載、ふる里まつりでの展示、病院シンポジウムでも紹介を行っています。新規事業対象者、新規要介護・要支援認定者にも説明し配布しています。

g 「通所サービス紹介動画」の活用

要支援者等の重度化予防を目的に、通所系サービス利用促進のための「日南町通所サービス紹介動画」を、日南福祉会、日南病院及び日南町社会福祉協議会の協力を得て令和3年度に製作しました。

令和4年度は、ちゃんねる日南での放映、YouTubeでの配信、日南病院待合室での放映等を行い、日南町の通所サービスのPRに努めました。サービス利用を勧める際に動画を見てもらい、利用につながっています。

(ウ) 地域介護予防活動支援事業

年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することができる介護予防活動の地域展開を目指して、介護予防に資する住民主体の通いの場の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援することに努めています。

a 住民主体通所型サービス運営事業実施団体

日南町の定める要綱（月1回以上の定期開催、運動を取り入れる等）により、高齢者が参加できる介護予防活動の地域展開を目指して実施している、住民主体による「集いの場」です。令和4年度は、補助金を活用している団体が39団体、補助金を活用せずに活動している団体が7団体ありました。各団体に地域包括支援センター職員及び生活支援コーディネーター（日南町社会福祉協議会委託）が出向いて活動支援を実施しています。

表28 住民主体通所型サービス運営事業実施状況（補助金活用団体）

年 度	開催 団体数	実施延回数	参加実人数	高齢者の参加率	参加延人数
令和2年度	51団体	1,973回	700人 (662人)	(★2,266人) (29.2%)	18,008人 (17,452人)
令和3年度	46団体	1,008回	572人 (546人)	(★2,239人) (24.4%)	8,828人 (8,618人)
令和4年度	39団体	1,638回	499人 (476人)	(★2,207人) (21.6%)	13,585人 (13,280人)

※参加実人数、参加延人数は全年齢の人数

※（ ）は65歳以上の人数を再掲

※高齢者の参加率は各年度の4月1日の高齢者人口（★）に対する参加実人数高齢者の割合

表29 令和4年度住民主体通所型サービス運営事業実施団体

1	ひまわり会（河上）	2	宮内ぴんころりん
3	三栄ヒルガオ会（上三栄）	4	三栄体操クラブ
5	丸山もみじ会	6	霞おはな会
7	生山体操クラブ	8	アイリスの会（茶屋）
9	みところ会（茶屋）	10	あじさいの会（茶屋）
11	笠木いきいき会	12	きらきら体操会（福万来）
13	佐和会（佐木谷）	14	ピンコロクラブ（福寿実）
15	上阿毘縁交流サロンあじさいの会	16	すみれの会（下阿毘縁）
17	折渡いきいきサロン	18	楽楽体操クラブ（印賀）
19	宝谷元気もりもり会	20	菅沢いきいき体操
21	ひばり会（多里）	22	シャキッと！ゆかわ（湯河）
23	新屋なかよし会	24	めばえ会（新屋）
25	内方さくら会（新屋）	26	はぎの会（萩原）
27	花口まめまめ会	28	健やか神戸上
29	高原体操の会（上石見、中石見）	30	なでしこジャパン（下石見）
31	たけの子会（下石見）	32	土恋所の会（下石見）
33	三吉健康体操の会	34	高代わくわくクラブ（福塚）
35	どんぐりの会（福塚）	36	いばら会（神福上）
37	ももいろ（神福下）	38	大坂クラブ（豊栄）
39	上坂住民主体サービス事業（豊栄）		
	ここのえ会（福万来）★		大菅健康クラブ（阿毘縁）★
	四葉のクローバー（上石見）★		ハッピーネス（中石見）★
	市場元気な会（下石見）★		スマレ会にこにこ体操（神福下）★
	白谷スクール（福塚）★		

★令和4年度の補助金活用はないが、活動を実施している団体

b 出前講座

地域包括ケア会議企画会議（日南病院、日南福祉会、日南町社会福祉協議会及び福祉保健課・地域包括支援センター（以下、「4団体」という。）で構成）において、毎年、「出前講座メニュー」を作成し、4団体の職員等が講師として出向く出前講座を実施しています。住民主体通所型サービス運営事業実施団体等に対して出前講座隊が出向き、参加者の健康意識の向上や介護予防の実践支援と、集いの継続支援を行っています。

表30 出前講座隊派遣回数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
日南病院	0回	1回	4回
日南福祉会	2回	0回	2回
日南町社会福祉協議会	2回	0回	0回
福祉保健課・地域包括支援センター	35回	8回	17回
その他	3回	1回	5回
合計	42回	10回	28回

○令和4年度内容

栄養について（10回）、認知症について（3回）、介護予防エクササイズ（3回）、関節と上手な付き合い方（3回）、看取りケアについて（2回）、あんしんキット（2回）他

c 生活支援ボランティア制度

地域住民同士が見守りや支え合いを行うことで、地域の協働連携を目指すとともに、地域を活性化し、明るい社会を築くことを目的としています。

(a) 生活支援ボランティア養成講座

令和4年度は、「病院シンポジウム」と「認知症啓発映画上映会」を生活支援ボランティア養成講座の代替講座としました。養成講座未修了者68人に個人通知をし、参加勧奨しました。

表31 生活支援ボランティア養成状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
会場	山上地域振興センター（2回目）	阿毘縁地域振興センター（2回目）他3会場	日南町総合文化センターさつきホール
参加実人数	13人	37人	7人
参加延人数	33人	189人	8人
全課程修了者数	6人	10人	7人
生活支援ボランティア登録者数	3人	15人	※8人

※前年度までに養成講座を修了していた者が登録されたため、登録者数が参加実人数を上回っています。

(b) 生活支援ボランティア登録

生活支援ボランティア養成講座修了者には、任意でボランティア登録をしていただきます。令和4年度は養成講座未修了者のうち、「病院シンポジウム」と「認知症啓発映画上映会」に参加した者に生活支援ボランティア登録資格があることとしました。

表32 生活支援ボランティア登録者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
養成講座修了者数	126人	142人	149人
登録者数	93人	103人	108人

(c) 生活支援ボランティア活動

活動内容は、町又は町内団体の行う事業の支援及び住民の安心・安全を目的とした支援等です。ボランティア活動について1時間を100ポイントとして評価し、年度中に30時間以上のボランティア活動をした者には報告書を提出いただき、活動時間数に応じて行政ポイントを贈呈します。

表33 生活支援ボランティア活動30時間以上活動者

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
50時間以上活動者	15人 (14人)	8人 (7人)	15人 (15人)
30～49時間活動者	1人 (0人)	3人 (3人)	4人 (2人)
合計	16人 (14人)	11人 (10人)	19人 (17人)

※ () は65歳以上の人数を再掲

(d) 生活支援ボランティアスキルアップ講座

令和4年度は、生活支援ボランティア講座修了者へ「病院シンポジウム」と「認知症啓発映画上映会」を案内し、スキルアップ講座として参加していただきました。

表34 生活支援ボランティアスキルアップ講座参加者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延参加者数	28人	34人	44人

(エ) 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業を含め地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、その評価結果に基づき事業全体の改善を図ります。

a 住民主体通所型サービス運営事業（令和4年度）

週1回開催は38団体、月1～3回開催は1団体

65歳以上参加者：476人（令和4年4月1日時点で65歳以上の者）

高齢者人口：2,207人（令和4年4月1日時点）

表35 住民主体通所型サービス運営事業参加状況

	参加者実人数（人）			参加率（％）		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計
65～69歳	11	36	47	5.1	20.0	11.9
70～74歳	20	65	85	8.2	28.8	18.0
75～79歳	19	68	87	16.2	43.6	31.9
80～84歳	25	97	122	18.0	41.6	32.8
85～89歳	21	84	105	18.3	32.1	27.9
90歳以上	7	23	30	8.6	9.7	9.4
合計	103	373	476	11.3	28.8	21.6

b 住民主体通所型サービス運営事業参加者への基本チェックリスト

住民主体通所型サービス運営事業では、毎年1回、参加者に基本チェックリストの聞き取りを行っています。令和2、3年度の基本チェックリストの比較から、事業の継続開催は運動機能の低下予防、物忘れの予防に効果があると検証できました。しかし、休止要請することなく事業継続ができた令和4年度の基本チェックリストの結果では、運動機能、口腔機能及び認知機能が低下するおそれのある人が増加しました。近年のコロナ禍で感染対策のために外出を控えたり、人との交流が減ったりしたことが身体・認知機能の低下に影響しており、引き続き、事業を継続して、フレイル予防に取り組むことが必要です。

令和4年度住民主体通所型サービス運営事業の実績報告で「かみかみ百歳体操」の実施は26団体あり、「栄養について」の出前講座実施時に口腔機能の内容もあわせて啓発し、新たに体操を取り入れた団体もありました。毎週「かみかみ百歳体操」に取り組んでいる団体では、基本チェックリストの口腔機能が低下するおそれのある人が取り組んでいない団体より少ないことがデータからも分かりました。

表36 基本チェックリストによる要注意者の割合

分野別	令和2年度	令和3年度	令和4年度
運動機能	44.9%	39.1%	41.1%
口腔機能	22.2%	23.5%	21.7%
認知機能	46.0%	31.2%	42.0%

c 介護予防

介護認定における原因疾患に対応した取り組みによる介護予防の効果について地域包括支援センター業務検討会、介護予防事業打合せでの検討評価を行いました。

- 令和3年度の新規介護認定申請100件について、KDB（国保データベースシステム）により介護認定新規申請者の原因疾患を把握した結果、一番多い疾患は腰・膝等の関節症25件、次いで認知症15件、3番目は脳血管疾患11件、4番目は骨折10件でした。この4つの原因疾患への対策について検討し、引き続き現在行っている介護予防に取り組んでいくことが対策につながると考えられます。
- 腰・膝等の関節症の予防のために運動を啓発しています。主に住民主体通所型サービス運営事業では百歳体操の実施を支援しています。ノルディック・ウォーク、テレビを見ながらの体操、散歩等を啓発しています。
- 認知症予防については、認知症施策として実施していますが、併せて人との交流が認知症の予防や進行を遅らせることにつながることから住民主体通所型サービス運営事業への参加も啓発しています。
- 脳血管疾患の予防として、自宅での定期的な血圧測定による血圧の管理を啓発しています。また、住民主体通所型サービス運営事業では体操の前後に血圧測定の実施を指導しています。

d 多職種による評価活動

- 地域包括ケア会議で第8期介護保険事業計画（令和3～5年度）の各年度中間実績を確認し進捗管理を多職種で行いました。
- 令和4年7月地域包括ケア会議企画会議で、同年2月に書面開催した地域包括ケア会議で「第8期日南町介護保険事業計画のモニタリング」、「日南町総合事業と鳥取県内の各市町村との比較」、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けた医療専門職のためのKDB活用マニュアルワークシート」及び「令和3年度65歳以上のつどい参加者の基本チェックリストの結果」について4団体から意見をまとめ、課題を洗い出しそれぞれできること、他団体に望むこと、今から取り組めること、検討を深める必要があること等について多職種で意見交換を行いました。専門職種がお互いに尊重しつつ、具体的な検討と評価を行いました。
- 令和5年2月の地域包括ケア会議で、地域包括ケア「見える化システム」を活用し、4団体で日南町と人口、高齢化率、気候等が比較的近い自治体と医療や介護サービスの状況を比較し、現在の日南町の状況の評価を行いました。

e 地域リハビリテーション活動支援事業

高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言する等、通所系サービス、訪問系サービス、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等介護予防の取組を、リハビリテーションに関する専門的知見を有する者が総合的に支援できる体制を作っています。

- 自立支援検討会に、日南病院の理学療法士等が参加し指導しています
- 在宅支援会議、地域包括ケア会議、地域包括ケア会議企画会議及び認知症施策作業部会に、日南病院理学療法士等が参加し指導しています。
- 出前講座隊に、日南病院及び日南福社会の理学療法士等が講師として出向く体制が整備されています

(4) 包括的支援事業

ア 地域包括支援センターの運営

(ア) 総合相談支援業務

高齢者の心身の状況や生活の実態等を把握し、相談を受け、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援につなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者のネットワークの構築に努めました。

表37 総合相談対応状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総合相談延件数	339件	759件	907件

※令和2年度までは、1つの相談区分で同じ人に対して複数回の相談対応を行った場合は、1回と計上していました。令和3年度より1つの相談区分で同じ人に対して複数回の相談対応を行った場合は複数回の相談対応数を計上する集計に変更しました。

○令和4年度総合相談区分別延件数

介護保険（255件）、認知症（184件）、医療・健康（152件）、生活・暮らし（113件）、高齢者福祉サービス（92件）、施設入所・入院（33件）、虐待（14件）、権利擁護・成年後見制度（3件）、その他（61件）

(イ) 権利擁護業務

困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、地域福祉権利擁護事業、成年後見制度等の権利擁護を目的とするサービスや制度活用の支援を行っています。また、高齢者虐待や困難事例への対応、消費者被害防止のために、サービス提供事業者や介護支援専門員等との連携や情報交換に努めました。

表38 成年後見等申立て支援状況（実人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成年後見等申立て支援	2件	0件	0件

表39 権利擁護業務対応状況（実人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者虐待に関する相談	3件	4件	3件
権利擁護に関する相談	3件	1件	1件
消費者被害に関する相談	1件	2件	0件

(ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

令和2年度から認知症対応について具体的に表現することと、離れて暮らす家族への支援という新たな課題を掲げて、「高齢者の6つの生活（地域）課題」として取り組むことを決めました。

■在宅支援会議・地域包括ケア会議等からみえてきた高齢者の6つの生活（地域）課題への支援

1. 薬がきちんと飲めない、自分自身や家族で健康管理ができにくいことへの支援
2. 食生活（材料を買う、3食作る、食事回数や量などが不規則になりがち、孤食）が困ることへの支援
3. 認知症を理解して安心して暮らせる地域づくりへの支援
4. 自分の終末期をどう迎えたいか伝えておくこと、本人の意思を尊重する家族、地域であることへの支援
5. 日南町で暮し続けられるために、どんな住まいが必要かをみんなで考えていくことができる支援
6. 離れて暮らす家族への支援

a 包括的・継続的なケア体制の構築、地域ケア会議の充実

在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実現するため、医療機関を含めた関係機関との連絡体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援します。包括的・継続的ケアマネジメントの効果的な実施のために地域ケア会議の設置に努めなければならないとされています。

地域ケア会議は、大きくは地域ケア個別会議と地域ケア推進会議の2つに分かれ、5つの機能（個別課題解決機能、地域包括支援ネットワークの構築機能、地域課題の発見機能、地域づくり・資源開発機能、政策形成機能）を有します。

【地域包括ケアシステム構築の歴史】

昭和59年2月に、日南病院看護師、保健センター保健師、ホームヘルパーを中心とした構成員による「訪問連絡会」を月に1回開始しました。その後、新たにデイサービスセンターの介護支援員、特別養護老人ホームの生活指導員、日南病院の理学療法士、福祉保健課の老人福祉担当及び身体障害者福祉担当も加わって、機能を充実しています。

昭和63年4月からは、根雨保健所の保健師、西部福祉事務所職員、民生児童委員等を加えた「高齢者サービス調整チーム」が設置されました。

個別のケース対応について、月1回の会議では対応できなくなり、平成8年4月より週1回「ケース検討会」を開催しています。

平成12年4月には介護保険制度がスタートし、併せて「在宅介護支援センター」を開設して、一層の支援基盤が整いました。

平成15年4月から、毎月1回開催する「訪問連絡会」を「地域ケア会議」に改称して取り組んでいます。

平成18年4月から、改正介護保険法が施行されたことに伴い「在宅介護支援センター」を「地域包括支援センター」に移行し、包括的・継続的なケアが提供されるよう保健・医療・福祉の連携充実に努めています。

平成22年2月から「地域ケア会議企画会議」を開催し、日南病院、日南福祉会、日南町地域包括支援センターの各担当者が「地域ケア会議」の内容の検討・企画を行っています。

平成24年4月から「ケース検討会」を「在宅支援会議」と改称し、「地域ケア会議」を「地域包括ケア会議」と改称しました。

平成25年4月から「地域包括ケア会議企画会議」に日南町社会福祉協議会も参加し、4団体で「地域包括ケア会議」の内容検討や日々の活動の連携・協働につなげています。

(a) 地域包括ケア会議（ネットワーク構築機能、地域課題発見機能、地域づくり・資源開発機能、政策形成機能）

地域包括ケア会議とは、地域にある高齢者支援に関わる団体や機関の代表者等による会議で、その目的は、地域の機関・団体のネットワーク作りを進めることであり、これによって生活圏域での地域包括ケアの土台を確立することです。

具体的には、介護の問題だけでなく、買い物や食生活、住まい、消費者被害対策等の防犯、生活の支え合いなどの生活課題について、地域の団体や機関の連携を強くし、課題解決のために一つでも具体的な取り組みに繋げられるように提案しています。

○令和4年度開催回数：年6回（介護予防・生活支援体制整備推進協議会）

○参加者：通常は4団体が参加。議題により、民生児童委員協議会、まちづく

り協議会、地区保健委員会、食育推進協議会、役場、企業などその他の関係機関も参加。

表40 令和4年度地域包括ケア会議開催状況

開催日	協議内容	参加者数
5月18日	<ul style="list-style-type: none"> ○令和3年度地域包括ケア会議目標評価 ○令和4年度地域包括ケア会議目標（案）の検討 ○日南町地域包括支援センター 令和3年度実績報告（前編）と令和4年度活動方針 <p>【参加者】4団体</p>	20人
6月15日	<ul style="list-style-type: none"> ○日南福祉会 令和3年度実績報告と活動方針 ○日南町地域包括支援センター 令和3年度実績報告（後編） <p>【参加者】4団体</p>	23人
7月30日	<ul style="list-style-type: none"> ○日南病院 令和3年度実績報告及び令和4年度の方針 ○日南町社会福祉協議会 令和3年度実績報告と令和4年度活動方針 <p>【参加者】4団体</p>	21人
9月21日	<p>介護予防・生活支援体制整備推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○10月からはじまるデマンド交通（ドア・ツー・ドア型バス）について ○おでかけタクシーの利用状況について ○グループワーク（地域別） <p>「10月からはじまるデマンド交通（ドア・ツー・ドア型バス）が、誰もが利用しやすいものになるように、私たちができる事は？」</p> <p>「ドア・ツー・ドア型バスでまかなえない事は？」</p> <p>【参加者】自治協議会、老人クラブ、民生委員、地区保健委員、日南町食育推進協議会、NPO多里まちづくりサポートセンター、住民主体通所型サービス運営事業実施団体代表者、NPO法人夢太陽、日南福祉会、生活支援コーディネーター、役場企画課、福祉保健課、地域包括支援センター</p>	40人
12月7日	<ul style="list-style-type: none"> ○令和4年度 地域包括ケア会議目標中間評価及び第8期介護保険事業計画進捗状況の確認 <p>【参加者】4団体</p>	23人
2月15日	<ul style="list-style-type: none"> ○地域支え愛ネットワーク活動について ○日南町社会福祉協議会より県内市町村社会福祉協議会の状況等 ○地域包括ケア「見える化システム」を活用した地域分析 <p>【参加者】4団体</p>	21人
合計		148人

○地域包括ケア会議全体目標の設定

平成23年度から、地域包括ケア会議全体目標を設定して取り組んでいます。毎年、地域包括ケア会議（4団体参加）で地域包括ケア会議全体目標の設定や評価を行います。また、4団体が各団体の年度目標や評価を地域包括ケア会議で報告しています。

■令和4年度 地域包括ケア会議の目標

1. 地域における医療・介護の関係機関の連携を拡充する

(1) 毎週在宅支援会議を開催し、きめ細かい連携を図る

○服薬支援を入口に生活全般の不具合がないか等を情報共有し、経過を追う

○転倒・骨折事例について、どこで、どういう状態の時に発生したかの情報共有を行う

○検討したケースの経過報告、モニタリングを意識して行う（在宅支援会議・自立支援検討会で検討したケース、福祉用具例外的使用事例、訪問介護生活援助が基準より多いケースについて）

(2) 町内で定めた4つの連絡票様式（①鳥大様式参照の表紙、②サービス担当者会議の照会（依頼）内容、③認知症についての連絡票、④介護予防事業の利用にかかる主治医への照会）を活用し、より詳細な連携を図る

(3) 入退院時の連絡・連携のため、入退院連絡票（入院時情報提供書、カンファレンスシート等）の作成を確実に行う（「入院情報連携加算」「退院・退所加算」の取得率を把握する）

(4) ICTを活用し連携を図る

○情報連携ツール「パッと見えNet」を活用し、情報共有を行う

○状況に応じて担当者会議等へのリモート参加ができるようにする

○出前講座について、ICTの活用を検討する

(5) 介護保険ファイルを関係機関の共通ツールとして活用し、情報が引き継がれるようにする

(6) 町内歯科医院との連携、鳥取県西部歯科医師会地域歯科医療連携室の活用を行う

(7) 企画会議や在宅支援会議の場を活用して感染症や災害時対応の取り組みについて随時協議・情報共有を行う

2. 地域住民（地域活動）と保健・医療・介護・福祉専門職の連携を行う

(1) 専門職が出前講座隊として出向き、住民と顔の見える関係づくり、地域活動支援を行う

(2) 要介護認定者のサービス担当者会議で、避難行動計画についても検討するとともに支え愛マップ作りなど、地域支え愛ネットワーク活動に専門職が参加する

(3) 地域包括ケア会議に地域住民（各種組織・団体代表等）を招集し、住民とともに地域課題への取り組みを検討、実施する

(4) 地域包括ケアシンポジウムを開催し、在宅医療・介護連携等について住民へ啓発する

(5) 離れて暮らす家族に対して、医療・介護・生活支援サービス・相談先等の周知のためのチラシを配布しその他の方法についても検討する

3. 高齢者向け住まいの整備について検討し、町へ提言する

- (1) 生活面に困難を抱える高齢者について、どのようなニーズがあるのかを把握する
- (2) 日南町で暮らし続けるために、どのような住まいが必要か地域住民と考える機会をつくる

4. 在宅生活を支援する制度を住民が活用できるように企画推進する

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業について、平成27年からの実績評価や他市町村との比較による評価を行う
- (2) 介護保険以外に医療保険や新しい制度・資源等のサービスについて職員が学ぶ
- (3) 第8期介護保険計画の進捗状況を確認・評価する
- (4) 住民の介護サービス利用への抵抗感を減らし利用しやすくするため、介護サービスのプロモーションDVDを活用し広報する

5. フレイル予防を推進する

- (1) 新しい生活様式を踏まえた健康づくりについて啓発する
- (2) フレイル予防について、町内の栄養士、食育を推進するボランティアと連携して啓発する
- (3) 通所型サービスC・訪問型サービスC・リハビリ特化型デイサービスの介護予防効果を検証する

6. 認知症高齢者支援について支援体制を整える

- (1) 出前講座隊、認知症サポーター養成講座、支え愛ネットワーク活動、映画上映会などで認知症の正しい理解の啓発を行う
 - つどいの場に出向いて認知症について啓発を行う
 - 小学校・中学校・事業所等で認知症サポーター養成講座を継続して実施する
 - 認知症啓発漫画冊子を作製したので、啓発に活用する
- (2) 認知症初期集中支援チーム活動がどの程度有効であったか、活動内容や方法、チームの介入後の効果について評価、検証する
 - DASC等活用して、本人・家族負担の評価をしていく
 - 相談経路としてどこから相談が多いかなどを集計し検証する
- (3) 認知症ケアパスの活用の仕方を検討し提案する
 - 認知症ケアパスを改訂したので、関係機関と共有し活用する
- (4) 認知症サポーターの協力を得て認知症カフェ等を開催する

7. 人生の最期まで自分らしく暮らす意識を持ち、周りの人がそれを応援する意識を持つための啓発を行う

- (1) 出前講座隊で啓発を行う
- (2) もしもの時のしあわせノートを気軽に記入できるようダイジェスト版を作成し、活用を促す
- (3) ACPについて住民啓発に取り組むため、まずは関係機関で町内の現状を共有する
- (4) 「看取り」をテーマにシンポジウムを開催し、住民への啓発を行う

8. 小・中・高校生に保健・医療・介護・福祉に興味をもってもらう

- (1) シンポジウムや映画上映会への参加ができるように働きかける
- (2) 小学校4年生・中学校2年生への福祉教育を継続実施する
- (3) 小・中・高校生が保健・医療・介護・福祉の現場にふれる機会を設ける

(b) 地域包括ケア会議企画会議（ネットワーク構築機能、地域課題発見機能、地域づくり・資源開発機能、政策形成機能）

4 団体が企画の段階から協働して地域包括ケア会議の企画・準備を行うとともに、日南町の保健・医療・介護・福祉の連携について検討し、地域包括ケア会議に課題提案していきます。

表41 地域包括ケア会議企画会議開催状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数	18回	12回	13回

(c) 在宅支援会議（個別課題解決機能、ネットワーク構築機能、地域課題発見機能）

個々の高齢者の支援をきめ細かく効果的に行うために、多職種の実務者が参加して連絡調整や検討を行い、在宅での生活を支えられるように支援していく会議です。個々の高齢者の介護・医療・福祉・生活の課題を地域包括ケア会議での社会資源創出の検討につなげていく役割があります。

○令和4年度開催回数：週1回 月曜日 17時開始

○参加者：

- ・日南病院…医師、一般病棟看護師、療養病棟看護師、外来・訪問看護師、リハビリテーション科、薬剤科、地域連携室、居宅介護支援事業所
- ・日南福祉会…デイサービスあかねの郷、ホームヘルプセンターにちなん、あかねの郷（ショートステイ）、あかね荘、ケアプラセンターあかねの郷
- ・日南薬局…薬剤師
- ・地域包括支援センター、福祉保健課健康対策室（認定調査員）

○内容：介護サービス、医療サービスを利用しながら在宅生活継続に向けての連絡調整、退院し在宅生活の再開に向けての連絡調整、困難事例への対応を検討等

表42 在宅支援会議開催状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数	51回	50回	50回
検討実人数	331人	325人	361人
検討延人数	1,236人	1,127人	1,146人

○服薬支援

日南町は、「高齢者の6つの生活（地域）課題」を掲げて取り組んでいます。その中で、在宅支援会議で服薬支援について意識して情報共有・検討しています。服薬支援は高齢者の健康（病状）管理だけでなく、生活の困難さや認知症状の早期発見・早期対応に繋がります。

表43 在宅支援会議服薬支援検討数（再掲）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
検討実人数	23人	16人	18人
検討延人数	41人	22人	23人

○転倒

転倒によって、入院したり介護度が重度化したりする事例が多いことから、令和2年度より転倒事例について、在宅支援会議で転倒場所、動作の状況等を詳しく確認しています。

表44 在宅支援会議転倒検討数（再掲）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
検討実人数	22人	35人	43人
検討延人数	26人	41人	45人

○事業所報告

在宅支援会議では、5月から2月の第2月曜日に計10回、町内医療・介護サービス事業所が事例検討又は事業所の取り組みの報告を行います。各事業所の取り組みを参加者がより詳しく知ることや事例を通じてサービス内容の検討を実施しています。

(d) 自立支援検討会（個別課題解決機能、ネットワーク構築機能、地域課題発見機能）

介護支援専門員、介護サービス職員が自立支援を目指したケアマネジメントの実施ができるように、事例を通じてケアマネジメントの各段階を振り返り、参加者の気づきを促すことに努めています。

表45 自立支援検討会開催状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事例検討	15回	12回	15回
研修	2回	2回	2回
事業評価	1回	(書面) 1回	1回
合計	18回	15回	18回

(e) その他

○民生委員との情報交換 随時

○中山間集落見守り活動支援事業協力事業者との連携 随時

b 地域における介護支援専門員ネットワークの活用

(a) 町内居宅支援事業所連絡会

地域の介護支援専門員の日常的業務実施に関し、介護支援専門員相互の情報交換を行う場を設定する等、介護支援専門員のネットワーク構築を図っています。

表46 町内居宅支援事業所連絡会開催状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数	1回	1回	1回

(b) 日常的な個別指導・相談、支援困難事例等への指導・助言

介護支援専門員に対する個別指導、相談対応と合わせて介護支援専門員が抱える支援困難事例についての指導助言を行います。

表47 介護支援専門員への相談・指導・助言件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
訪問・来所相談件数	71件	61件	38件

(c) 日野郡地域リハビリテーション連絡協議会及び介護支援専門員等意見交換会

令和2年度は参加しましたが、令和3、4年度は感染症対策のため開催がありませんでした。

イ 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所の関係者の連携を推進することを目的としています。医療・介護連携推進員を兼務で設置しています。

(ア) 地域ケア会議

包括的・継続的ケアマネジメント支援と一体的に実施しています。

(イ) 医療介護ガイドファイル作成配布

令和2年度に日南病院に新設された地域連携室へ配布しました。令和3年度は町内2つの居宅介護支援事業所、地域包括支援センターの新たな職員へ配布しました。

(ウ) 鳥取県西部圏域（二次医療圏）在宅医療・介護連携に係る意見交換会

構成9市町村、鳥取県、医師会等が参加しています。

表48 鳥取県西部圏域（二次医療圏）在宅医療・介護連携に係る意見交換会開催状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催・参加回数	6回	12回	12回

(エ) 多職種研修会

令和4年度は、病院シンポジウムにてパネルディスカッションに参加し、多職種と意見交換を行いました。

ウ 生活支援体制整備事業

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である町が中心となってボランティア、地縁組織、民生委員、シルバー人材センター、NPO法人、民間企業等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的としています。

(ア) 生活支援コーディネーターの設置

a 日南町社会福祉協議会に委託

以下の業務を中心に実施しました。

○資源開発

- ・住民のニーズ把握
- ・サービスの担い手の養成
- ・元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保
- ・介護予防・生活支援総合事業の住民主体型サービスの相談、立ち上げ、運営

○ネットワーク構築

- ・町内における生活支援・介護予防体制整備推進協議会の設置及び運営の検討
- ・町内における関係機関のネットワークに関すること

○ニーズと取り組みのマッチング

- ・地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング

b 生活支援コーディネーターへの支援

令和元年度より月1回、生活支援コーディネーターと連絡会を実施しています。

(イ) 日南町生活支援・介護予防体制整備推進協議会

地域の生活支援・介護予防サービス等を担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実と強化を図ることを目的として平成27年度に設

置し、協議会を行います。

令和4年度は、「バスに乗ってみよう～町内でのバス移動を考える～」というテーマで開催しました。実際にデマンドバスに乗ってみる、ドア・ツー・ドアの申請やデマンドバスの予約を支援する、デマンドバスを活用して買い物ツアー・食事会を開催する、といった地域の活動に繋がりました。

(ウ) 日南あんしんキットの設置

平成23年度より、日南町では日南あんしんキット（救急医療情報キット）の設置に取り組んでいます。平成23年度は65歳以上一人暮らし高齢者への設置について、民生委員の個別訪問により設置を推進しました。その後は、地域支え愛ネットワーク活動の全戸アンケートにより「災害時に支援を要望」と回答された方への個別訪問時に日南安心キットの設置、内容更新に取り組みました。その他に町報による周知などで普及啓発を行いました。

令和4年度は、支え愛ネットワーク事業や、自治会、民生委員、介護支援専門員、社会福祉協議会等の協力により、個別訪問による新規設置と内容の更新を行いました。

- ・令和4年度配布180件、新規登録73件（町への緊急連絡先の報告があった件数）
 - ・高齢者のいる世帯における日南あんしんキット設置状況
令和5年3月末 67.6%
 - ・65歳以上一人暮らし者の日南あんしんキット設置状況
令和5年3月末 71.7%
- （設置状況は福祉保健課に登録があった世帯で記載）

(エ) 生活支援体制整備事業打合せ会

定期的に、生活支援コーディネーターと福祉保健課・地域包括支援センターが参加して実施しています（月1回）。

(オ) 日南小学校4年生総合学習による高齢者の理解と交流実施

ノルディック・ウォーク日南支部、鳥取県社会福祉協議会、日南町社会福祉協議会、日南病院及び地域包括支援センターが協力して実施しています。内容は、認知症サポーター養成講座（2時限）、ノルディック・ウォークによる交流（2時限）、高齢者体験と車いす体験（2時限）の計6時限を担当しています。

エ 認知症総合支援事業

(ア) 認知症初期集中支援推進事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期にかかわる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断及び早期対応に向けた支援体制の構築に努めました。

表49 認知症初期集中支援チーム活動状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
チーム員会議回数	4回	5回	5回
集中支援実人数	25人	9人	8人
集中支援延人数	46人	21人	19人
専門医による個別相談回数	5回	4回	5回
専門医による個別相談人数	17人	3人	7人

(イ) 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らしつづけるために、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るため認知症地域支援推進員を配置し、医療・介護等の連携強化等による地域における支援体制の構築及び認知症ケアの向上を図ることに努めました。

a 認知症地域支援推進員の配置

平成27年度から、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を1名配置しています。また、認知症サポーター養成講座等を実施し、地域における認知症の正しい理解の啓発を行い、認知症になっても安心して暮らせる町を目指して取り組んでいます。

表50 認知症に関する相談対応件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実人数	43人	32人	46人
延人数	165人	82人	173人

(a) 家族介護者交流会

家族の介護をしている人が月に1回、日南町総合文化センターを会場に集い、「鳥取県認知症の人と家族の会西部支部」から介護経験のある助言者を迎えて、情報交換や介護についての相談、学習などを行っています。

表51 家族介護者交流会実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数	10回	7回	12回
参加実人数	9人	5人	6人
参加延人数	28人	15人	31人

(b) オレンジカフェ

オレンジカフェとは、認知症のある方もない方も気軽に集い、交流や相談、学習をする場です。本町では、「介護相談オレンジカフェ～ねえ・きいて～」として、パセオ内無料休憩所を会場に、開催しています。また、多里地域では、令和元年5月から「多里にここカフェ」として、桜が瀬会館を会場に月1回開催しています。

いずれの会場でも、認知症サポーター養成講座を修了した人が、ボランティアとして運営に協力をしていただいています。令和5年度は、「介護相談オレンジカフェ～ねえ・きいて～」はスポット開催とし、「多里にここカフェ」は認知症サポーターであり民生委員でもある2名の参加者を中心として、多里まちづくり協議会支え愛部の事業に位置づけ、自主運営の方向で継続していくこととなりました。参加者が少ない日もありますが、気軽に相談できる場として今後も継続していきます。

表52 介護相談オレンジカフェ～ねえ・きいて～実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数	9回	7回	12回
参加実人数	16人	14人	28人
参加延人数	41人	23人	55人

表53 多里にここカフェ実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数	10回	7回	12回
参加実人数	19人	12人	12人
参加延人数	78人	54人	77人

(c) 物忘れタッチパネル

認知症を早期発見するための方策として、物忘れに関するタッチパネル式プログラムを健診会場で実施しています。パソコンとの対話による質問に回答していくことで、認知症の疑いがないかのめやすとするものです。

表54 物忘れタッチパネル実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数	0回	8回	3回
受検者数	0人	20人	19人

(d) 認知症施策作業部会

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らさつづけるために、医療機関や

介護サービス事業者及び地域の支援機関の連携を図るため認知症地域支援推進員を配置し、医療・介護等の連携強化等による地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ることに努めました。認知症施策作業部会は、関係機関の委員が集まり、月1回開催しています。

表55 認知症施策作業部会実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数	12回	13回	12回

(e) 高齢者等見守りネットワーク事前登録制度

行方不明のリスクのある人について、事前に登録しておくことで、捜索が必要になった時に速やかに保護することを目的として令和元年度から実施しています。

表56 高齢者等見守りネットワーク事前登録状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録人数	4人	4人	8人
新規登録人数	3人	1人	4人

(f) その他（令和4年度）

- 認知症啓発映画上映会『地域で支えよう大切な人「ぼけますから、よろしくおねがいします～おかえりお母さん～」上映&信友監督ミニ講演会』を、12月17日に開催しました。町外からの来場もあり、142人の参加がありました。認知症や終末期介護等について、ともに考えるよい機会となりました。
- 認知症啓発まんがを町報に2回掲載して啓発しました。
- 認知症啓発まんがを冊子にして、認知症啓発映画上映会での配布資料や、中学校での認知症サポーター養成講座の教材として活用しました。
- 認知症ケアパス（第2版改訂）を作成し、啓発に活用しました。
- 日南小学校4年生総合学習による「高齢者の理解と交流」を実施しました。
（認知症サポーター養成事業参照）

(5) 任意事業

ア 家族介護継続支援事業

(ア) 家族介護教室の開催

家庭において家族を介護する者が、介護の知識、技術及び介護サービスの利用方法等を習得することで精神的及び肉体的負担を軽減し、より安心して介護ができることを目的として、家族介護教室を開催しています。

令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染症の発生状況を鑑み、開催しませんでした。

(イ) 家族介護者交流事業

家庭において家族を介護する者が、一時的に介護から解放され、日帰り旅行、施設見学などを活用した介護者相互の交流会に参加する事により、心身のリフレッシュを図ることを目的として開催しています。

令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染症の発生状況を鑑み、開催しませんでした。

(ウ) 家族介護用品支給事業

加齢に伴う心身の機能低下により、排泄動作等に支障をきたした高齢者に対し、在宅生活の支援及び介護者の負担軽減を図ることを目的として、紙おむつ等の介護用品を現物支給しています。

- 支給対象者：要介護4又は5と認定された家族を在宅で介護する者で住民税非課税世帯に属する者
- 支給限度額：75,000円／年

表57 家族介護用品支給実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給実人数	6人	4人	5人

イ 成年後見制度利用支援事業

(ア) 町長申立

成年後見制度を利用することが望ましいが、申立を行える親族がない等の事情がある場合、町長がその申立てをすることができます。

表58 町長申立件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
町長申立件数	0人	0人	0人

(イ) 後見人報酬の助成

成年後見制度を利用することが望ましいが、後見人への報酬を支払うことが困難な被後見人に対して、後見人報酬の助成を行うことができます。

表59 後見人報酬の助成実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
後見人等報酬の助成	0人	0人	1人

(ウ) 市民後見人養成講座

市民後見人の養成のため、米子市が一般社団法人権利擁護ネットワークほうきに委託して行う市民後見人養成講座へ日南町からも参加し、これまでに22名が修了されました。日南町社会福祉協議会は現在、一般社団法人権利擁護ネットワークほうきの団体社員として活動しています。日南町社会福祉協議会とも連携して講座修了者が市民後見人として活動しやすいように取り組んでいきます。

表60 市民後見人養成講座修了者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市民後見人養成講座修了者数	2人	1人	0人

ウ 認知症サポーター等養成事業

認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバンメイトを養成するとともに、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターの養成に努めます。

(ア) キャラバンメイト（認知症指導者）養成（令和4年度）

町内のキャラバンメイト	受講者	0人
キャラバンメイトスキルアップ講座	受講者	0人

表61 日南町内のキャラバンメイト数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
キャラバンメイト数	35人	35人	35人

(イ) 認知症サポーター養成講座

- 令和2年度から、日南小学校4年生を対象に、45分×2時限の総合学習の時間を担当させていただき、認知症サポーター養成講座を実施しています。加えて45分×2時限×2回の総合学習の時間を担当し、ノルディック・ウォークによる高齢者との交流、高齢者疑似体験、車いす体験等を、関係機関やボランティアの協力を得て実施しました。
- 日南中学校では、令和元年度に2、3年生を対象に認知症サポーター養成講座を開始し、令和2年度からは毎年2年生を対象として実施しています。
- 日野高校総合学科ヒューマンケア系列3年生に対して認知症サポーター養成講座を実施しています。
- 出前講座では、認知症サポーター養成の要件を満たさない講座もあり、これ

は認知症サポーター養成には該当しませんが、地域における認知症の正しい理解の啓発の場として実施しています。

表62 認知症サポーター養成講座実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数	16回	3回	6回
参加実人数	157人	45人	58人
参加延人数	157人	45人	58人

6 地域支え愛ネットワーク構築事業

(1) 地域支え愛ネットワーク構築事業の経過

本町では平成26年度から「支え愛ネットワーク構築事業」をコーディネーター（地域包括支援センターと社会福祉協議会）を配置し、まちづくり協議会、自治会と協働しながら実施しています。平成26年度は多里及び福栄、平成27年度は阿毘縁、山上及び石見、平成28年度は日野上及び大宮で実施し、その後も継続して取り組んでいます。

平成30年度からは鳥取県・日南町の補助事業として、「災害時における支え愛地域づくり推進事業」も活用しながら地域支え愛ネットワーク構築事業を継続しています。

(2) 地域支え愛ネットワーク構築事業の内容

ア 目的

高齢化が進んでも、住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の中でさまざまな形で支え合える仕組みを地域のみんなで考えて作っていきます。

イ 活動方針

(ア) 地域防災

災害時の避難行動支援活動を充実するために、地域でできることに取り組みます。

- 支え愛ネットワークアンケート（全戸配布）
- 要援護者（災害時に支援が必要）の方に個別訪問
- 支え愛マップづくり（災害時の対応を検討します）
- 防災訓練や防災についての学習

(イ) 地域福祉

日頃からの見守り活動や生活支援を充実するために、地域でできることに取り組みます。

- 見守りや支え愛について学習
- 見守り連絡会

(ウ) 地域における介護予防・地域づくりへの参画

高齢者が健やかに老いるために地域で取り組みます。

- 健康管理ができる
 - 定期的な体重測定、自分の病気や治療内容を知る、治療薬が正しく飲める
- 地域に出かける居場所がある
 - いきいきサロン、住民主体通所型サービス運営事業など
- 役割がある
- 「困った」「助けて」は地域づくりへの参加となります
 - 「困っている」、「助けて」と言うことは地域づくりに参加していることとなります。誰しも“支える時と支えられる時”があります。

(3) 地域支え愛ネットワーク活動状況

ア「災害時における支え愛地域づくり推進事業」の活用状況

(ア) 災害時要支援者対策促進事業（1年目）

支え愛マップの作成が必須です。1団体に対して5万円の補助です。

(イ) 災害時要支援者対策ステップアップ事業

すでに災害時要支援者対策促進事業に取り組んだ団体で、支え愛マップ作成、支え愛役員会の立ち上げ、研修会等の実施が必須です。1団体に対して10万円の補助です。

(ウ) 災害時要支援者対策継続事業（単町事業）

支え愛マップの作成が必須です。1団体に対して1万円の補助です。

(ア) 及び (イ) の事業についてほとんどの自治会が活用を終えたため、令和4年度に (ウ) を新設しました。

表63 災害時における支え愛地域づくり推進事業実施状況

	令和4年度
災害時要支援者対策継続事業	22自治会

イ 令和4年度各まちづくり協議会の活動

各まちづくり協議会の取り組みについて、町社会福祉協議会、役場総務課防災専門員、地域包括支援センターが参加した内容を抜粋しました。

【多里まちづくり推進協議会（平成26年度から実施）：5自治会】

- ・地域支え愛ネットワーク活動の推進母体は「支え愛部」（まち協の部会の1つ）
- ・支え愛アンケートを実施する（平成26年度から毎年実施）。
- ・支え愛部員がアンケート配布時、ドア・ツー・ドアの申請支援、あんしんキット設置の声かけ
- ・5自治会すべて、支え愛（防災）マップ更新あり。
- ・「食支援、介護予防、社会参加を担うご近所食事会を普及する事業」（国診協）3回実施
- ・バスに乗って買い物をボランティアが支援、簡単レシピの食事を一緒に作る交流等

【福栄まちづくり協議会（平成26年度から実施）：4自治会】

- ・地域支え愛ネットワーク活動の推進母体は福栄支え愛ネットワーク役員会（まち協会長・事務長・集落支援員、自治会長、民生委員、給食ボランティア代表、老人クラブ代表等）
- ・支え愛アンケートを実施する（平成26年度から隔年で実施）。
- ・生活での困り事、ボランティアを行う意向等の実態把握を行う。
- ・企画課より福栄5か年計画のため支え愛アンケートデータを分析したい要望あり。
- ・4自治会（13班）すべてで、支え愛（防災）マップの更新、避難行動要支援者名簿の作成・更新あり。
- ・要支援者の訪問（集落支援員・包括西村地区担当）を実施
- ・見守り連絡会（3年目）。まち協会長・集落支援員、民生委員、集い世話係、総務課防災専門員、社協、ケアプランセンターあかねの郷、包括
- ・12月14日、デマンドバス試乗、買い物、食事ツアーをまち協取り組みで実施
- ・役員会、役員会打ち合わせでまち協・集落支援との情報共有ができやすい。
- ・体の不自由な人の避難は住民では難しいとの声あり。ケアマネとの連携が話題となる。

【阿毘縁むらづくり協議会（平成27年度から実施）：1自治会】

- ・地域支え愛ネットワーク活動の推進母体は「保健福祉部」（まち協の部会の1つ）
- ・アンケート未実施年で、まち協会長・民生委員・保健福祉部会で1自治会の支え愛（防災）マップの更新・避難行動要支援者名簿の更新を行う。
- ・12月21日、見守り連絡会を初めて実施した。
- ・高齢独居の方で敷地内の雪かきを希望される場合は、1回1回の連絡ではなく、冬期間を通した雪かきとして依頼してもらい対応する方が良い。

【石見まちづくり協議会（平成27年度から実施）：6自治会】

- ・地域支え愛ネットワーク活動の推進母体はなし。
- ・まち協全体の役員会（自治会長参加）で協議するので、役員会で時間がもらえないなど協議が難しい。
- ・支え愛（防災）マップ作成は6自治会のうち4自治会で作成を確認している。

【山上まちづくりの会（平成27年度から実施）：5自治会】

- ・地域支え愛ネットワーク活動の推進母体「福祉生活部」（まち協の部会の1つ）
- ・支え愛アンケートを実施する（2年連続実施）。
- ・3自治会で支え愛（防災）マップ更新・避難行動要支援者名簿の作成・更新
- ・要支援者の訪問（自治会役員・社協毛利支え愛ネットワークコーディネーター）
- ・10月ふるさとまつりで、あんしんキットのポスターを展示
- ・2月10日、あんしんキット34世帯分を山上へ渡す。
- ・令和5年度に新規事業を検討中。困りごとのある人に対して、ボランティア等の活動に「行政ポイントを付与」することについて、山上地域振興センター事務長より、生活支援ボランティア制度について問い合わせあり。

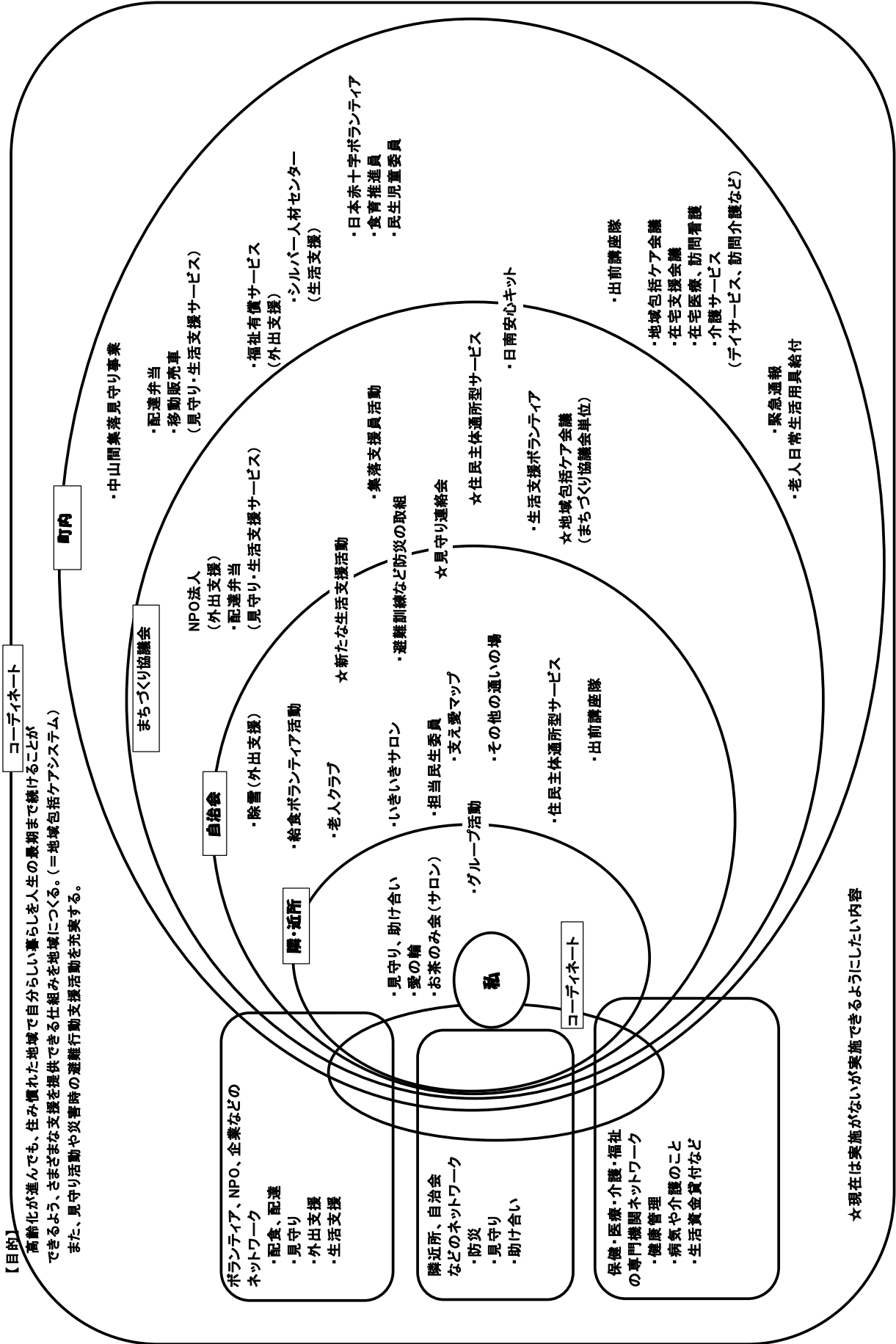
【大宮まちづくり協議会（平成28年度から実施）：4自治会】

- ・地域支え愛ネットワーク活動の推進母体が曖昧
- ・10月21日、大宮地域一斉に4自治会すべて、支え愛（防災）マップ更新、避難行動要支援者名簿の作成（名簿は菅沢以外実施）、各自治会長等役員代表者の参加あり。
- ・折渡自治会アンケート実施
- ・折渡自治会総会であんしんキットの啓発を実施

【日野上まちづくり協議会（平成28年度から実施）：8自治会】

- ・自治会ごとの対応となっている。
- <生山自治会>
 - ・生山支え愛アンケート実施、日南あんしんキットちらし全戸配布、区長配布回収
 - ・自治会役員で支え愛（防災）マップ作り、総務課防災専門員の講義「空から見た生山地区の危険」、生山アンケート後の訪問（新規民生児童委員2人・社協毛利支え愛コーディネーター）
- <その他の自治会>
 - ・支え愛（防災）マップ作成は、8自治会（生山含む）のうち3自治会（生山含む）の作成を確認している。

図15 (4) 日南町支え愛ネットワーク (イメージ図)



7 高齢者福祉事業

(1) 施設関連施策の推進

ア 高齢者向け賃貸住宅

平成14年10月、高齢者向けの特定公共賃貸住宅「なごみの里」（1棟10戸）を町の中心地エリアである霞地区に整備し、高齢者の住宅需要に応えています。室内はバリアフリー仕様となっており、高齢者が安心して快適に過ごせる設計となっています。公共交通路線までが遠距離である高齢者の移転住宅として活用されています。

令和5年11月30日現在で、10戸は満室です。需要に応じていくためには、さらに高齢者向け住宅の整備が必要です。

イ 住宅型有料老人ホームにちなんつくほ（月空星）

住宅型有料老人ホーム「にちなんつくほ」は、令和元年12月に、NPO法人あかり広場により、町の中心地エリアにある障がい者グループホーム「にちなんつなでホーム」に併設して、9室で開設されました。

令和5年12月末現在、9室は満室となっています。

ウ 住宅型有料老人ホームあかね荘

住宅型有料老人ホームあかね荘は、令和3年7月に、社会福祉法人日南福祉会により、介護福祉センターあかねの郷内に9室が整備されました。日南町内及び町内出身の高齢者で、独居あるいは退院後の自宅での生活に不安や支障がある方等に、食事が提供され安心して生活できる場が提供されています。

令和4年11月からは、町で冬季入所の受け入れ対応をしていた「かすみ荘居住部門」が水道、暖房設備等の経年劣化により使用困難となったため、冬季入所希望者6人についても「あかね荘」で対応をしていただきました。

令和5年1月19日からは、住宅型有料老人ホームあかね荘として、合計19室が整備されました。令和5年12月末現在、満室となっています。

エ 養護老人ホーム

養護老人ホームは、65歳以上の高齢者で、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な者を、老人福祉法に基づき保護措置する施設です。本町には施設が無く、鳥取県内に所在する皆生エスポワール（米子市皆生）と、母来寮（東伯郡湯梨浜町）を利用することになります。

以前は保護措置者数に応じて自治体に交付金が算定されていましたが、平成17年度以降、交付金算定はなくなっています。

表64 養護老人ホーム保護措置状況（令和5年12月末）

区 分	実 人 数
皆生エスポワール	2人
母来寮	0人
合 計	2人

オ 軽費老人ホーム

軽費老人ホームは、低額の料金で家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者を受け入れ、日常生活上必要な便宜を供与する施設です。

本町には施設が無いことから、今後とも県内に所在する施設を利用していくことになります。

カ 介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）

介護利用型軽費老人ホームは、60歳以上でかつ身体機能の低下あるいは高齢等のために独立して生活するには不安がある者で、家族による援助を受けることが困難な者が、低額な料金で利用出来る施設です。

本町には施設が無いことから、今後とも県内に所在する施設を利用していくことになります。

（2）日常生活支援の充実

ア 高齢者軽度生活援助事業

在宅の高齢者のみの世帯に対し、日南町シルバー人材センターに委託を行い、軽易な日常生活上の援助サービス（通院介助、住宅補修、家事援助、除雪等）を提供することにより、自立した日常生活の継続を支援する事業です。

令和4年度は、令和元年度と比較すると、利用者が増加しています。提供者側の人員確保が課題となっています。

表65 高齢者軽度生活援助事業の利用状況

区 分	令和元年度	令和4年度
延べ利用者数	51人	109人
延べ利用時間	314時間	467時間

イ 高齢者見守りシステム

支え愛ネットワーク構築事業による要支援者アンケート等で把握された要見守り状態の高齢者のみの世帯の希望者に対し、高齢者見守りシステム（トイレ等の照明利用が24時間無い場合、翌日の10時に委託事業者にもメールが届くもの。委託事業者が、本人またはあらかじめ登録された協力者に連絡をするか、または訪問して、安否確認や救急要

請など必要な対応をする。)を設置し、安心感のある日常生活が継続できるよう支援しています。

令和5年12月末現在で、17件に設置し運用中です。

ウ 高齢者居住環境整備事業

住民税非課税世帯で要介護（要支援）認定の高齢者が、居宅での日常生活を継続するために、段差解消等必要な住宅改修を行う費用に対して補助をする事業です。介護保険制度の住宅改修に上乘せして、補助対象上限額60万円の2/3を限度として補助します。

令和4年度は、実績がありませんでした。

エ 社会福祉法人等利用者負担軽減事業

低所得者が社会福祉法人等の提供する介護サービスを受ける場合、該当者に認定証の交付を行い、当該法人等が利用者負担、食費、居住費等の軽減を行うことで、必要な介護サービスの提供を受けられるよう支援する事業です。軽減を実施した当該法人等に対して、軽減額の一部を補助するものです。

令和4年度では、実績がありませんでした。

オ 中山間集落見守り活動支援事業

町民が安心して安全な生活ができる地域づくりを推進するために、申し出のあった6事業者と鳥取県、日南町とで、中山間見守り活動に関する協定を、平成20年に締結しました。

事業者は、町内での業務中に地域住民に関する異変を発見した場合などに、消防署や警察署への通報や、異変の情報を町に通報するなど、高齢者等の見守りサービスの取り組みを行っています。

協定事業所数は令和元年度末時点で32事業所でしたが、少し増え、令和4年度末では34事業所となっています。

8 社会参加と生きがいの状況

(1) 老人クラブ活動の促進

老人クラブは、高齢期の生活を健全で豊かなものにするため、仲間づくり、高齢者相互の支え合い、社会参加活動、健康づくり、地域活動等を行っています。地域社会における高齢者の活動母体として、また閉じこもりを防ぐための社会参加の機会としても、重要な役割を担っています。

高齢化により、近年単位クラブ数及び会員数が減少傾向となっています。

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと、生きがい活動や健康づくり活動に取り組めるよう、今後も引き続き、単位老人クラブ、老人クラブ連合会の支援をしていきます。

表66 老人クラブ数、会員数

区 分	平成28年度	令和元年度	令和4年度
老人クラブ数	20	18	16
会員数(人)	765	661	543

(2) シルバー人材センター活動の促進

日南町シルバー人材センターは、高齢者の就労を通じた社会参加と生きがい促進を図ることを目的として平成12年11月に設立しました。事務所は、平成25年4月から、新設された日南町子育て支援センター内に移転となりました。平成26年度からは、社会福祉協議会と組織を一体化し、組織強化が図られました。

高齢社会を迎えている本町の状況から、高齢者のみの世帯の家事援助、住宅・農地の維持管理など、軽度な生活援助や福祉施設等の宿日直業務等、依頼は増加しており、積極的に引き受けています。

シルバー人材センターは、高齢者人口が減少する中、会員の高齢化が進んでおり、新規会員の開拓が急務となっています。高齢社会を支える福祉サービスの担い手であり、高齢者の生きがいと就労促進を図る公共的・公益的な団体としての活動促進を図るため、今後も引き続き支援していきます。

表67 シルバー人材センターの活動状況

区 分	令和元年度	令和4年度
会員数(人)	61	51
延べ就業者数(人)	1,980	1,391
受注件数(件)	305	380
会員1人あたり平均就労日数(日)	32.5	27.3

表68 シルバー人材センターの主な仕事内容

(単位：件)

区 分	内 容	令和元年度	令和4年度
技能群	障子張替え、庭木剪定、 大工・左官仕事など	84	112
管理群	宿直、日直、準夜勤など	0	0
一般作業群	草刈・草取り、室内掃除 墓掃除、畑仕事、除雪など	167	182
サービス群	通院介助、買い物代行、子守など	85	86
合 計		305	380

(3) 生涯教育・スポーツ・レクリエーション活動の推進

本町では、あらゆる世代を対象とした生涯教育の推進を行っています。

その活動の中でも、高齢者を対象とした生涯学習学級「人生学園」は昭和51年から続く歴史のある事業です。高齢者の知識と仲間づくりの輪を広げ、生きがいのある人生を送ることをねらいとして、受講生のみなさんが中心となり自主的な運営を行っています。個人の目的にそった専門学習の他、毎月多彩な講師を招いての全体学習を行い、いくつになっても衰えることのない知的好奇心を探究し続けておられます。

また、地域課題などを取り上げたり、住民のニーズに合わせたテーマを設けたりして行う生涯学習講座「にちなん町民大学」は、様々な分野の学習をする機会となっています。

グラウンドゴルフやゲートボール、また体力に自信のない方でも気軽に参加できるニュースポーツ、Eスポーツは、高齢者に人気があります。スポーツやレクリエーションに親しみ、たくさんの人と交流することは、心身の健康や生きがいづくりに繋がります。

今後はさらに、総合型スポーツクラブやスポーツ推進委員、ノルディック・ウォーク日南支部等と協働して身体を動かす機会を増やし、高齢者をはじめあらゆる世代の人が生きがいを持って活躍できるよう、生涯教育の推進、生涯スポーツの振興やレクリエーション活動への参加促進に努めます。

9 地域福祉の状況

(1) 社会福祉協議会の活動

日南町社会福祉協議会は、地域福祉を推進していくための中心的役割を担い、町民一人ひとりの福祉の向上に向けて、多様な地域福祉活動を展開しています。

民間組織としての自主性と、町民や社会福祉関係者に広く支えられた公益性を持つ団体として、今後も町民と社会福祉協議会がネットワークを組み、行政との連携を深めていきながら、これまでの実績を生かした取り組みの充実と拡充を行い、地域福祉の推進を図っていくことが今まで以上に期待されています。

平成25年度からは地域包括ケア会議（企画会議）の参加団体に加わり、平成26年度からは、地域支え愛ネットワークコーディネーターの委託、平成27年度からは新しい介護予防・日常生活支援総合事業の生活支援コーディネーターの委託も行い、保健・医療・福祉の連携体制がより深まり、協働して取り組む体制ができています。

<令和4年度の主な活動>

ア 地域での住民ささえ合い活動

(ア) 介護予防・日常生活支援総合事業生活支援コーディネーター配置事業

平成27年度から実施しています。

町の介護予防・日常生活支援総合事業のうち、住民との連絡調整、いきいき百歳

体操の指導などを行っています。地域包括支援センターとの定例会を行い、連携をとりながら活動しています。

(イ) 災害時における支え愛地域づくり推進事業及び支え愛ネットワーク事業

支え愛マップの作成・更新や災害時の避難行動要支援者名簿の作成等を支援しています。令和4年度は、災害時要支援者対策継続事業に22自治会が取り組まれました。

イ 給食ボランティア・ふれあい交流会の活動支援

(ア) 給食ボランティア活動への支援と助成

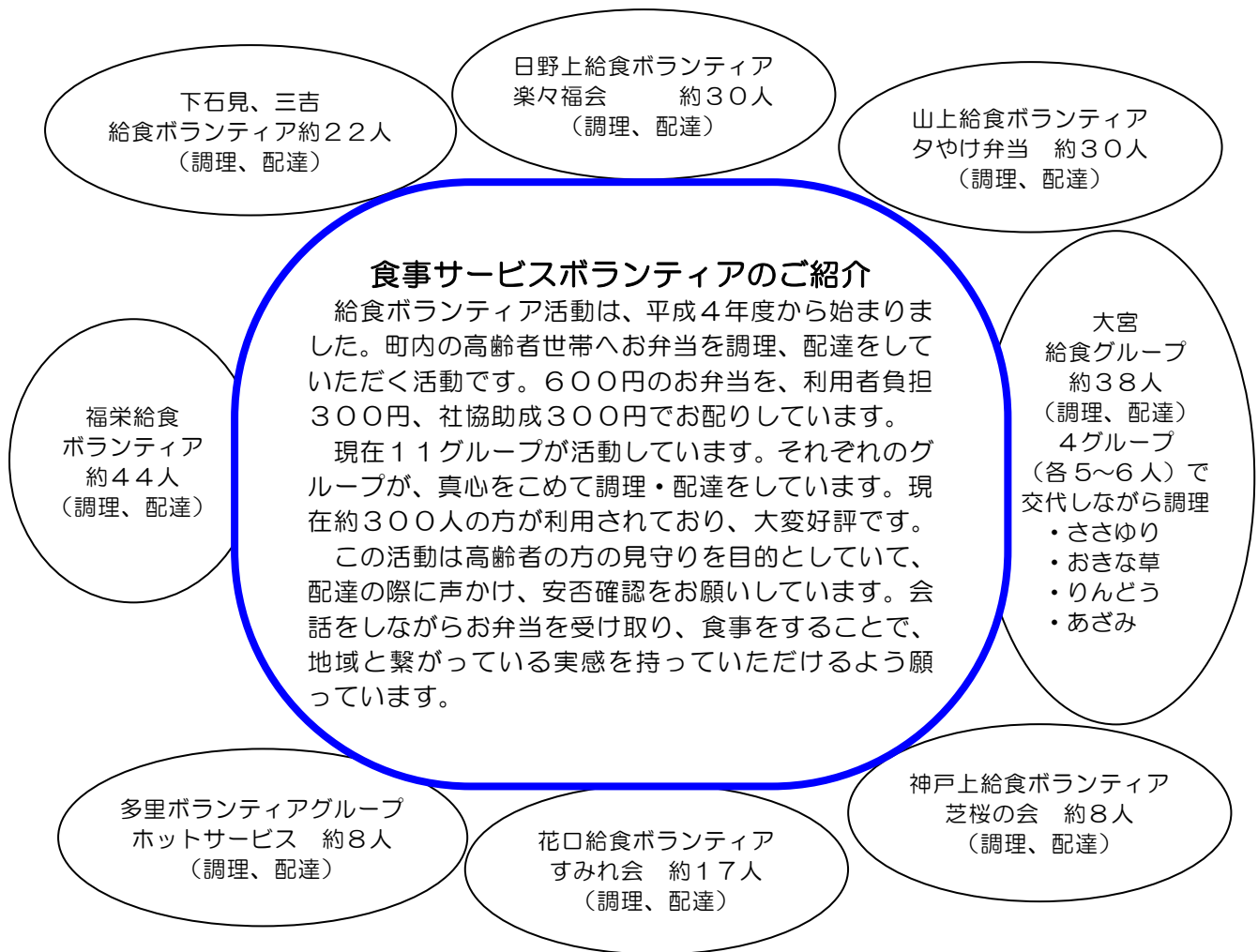
調理配達、調理会食、配達会食など、様々な食事サービス活動に対する助成を行なっています。近年、新型コロナウイルス感染症警報発令のため、活動を自粛していましたが、10月以降に警報が解除された期間で4地区が活動を再開されました。

- ・延べ利用数 164食
- ・調理配達ボランティア協力者 8地区 11グループ

(イ) ふれあい交流会・会食会

ふれあい交流会・会食会についても、新型コロナウイルス感染症警報発令のため、助成を休止していました。今後は、用途を限定せず、サロン開催に必要な費用全般に対して、参加者1人あたり300円の助成をすることになりました。

図16 令和5年度の日南町の給食サービスボランティアの状況



ウ ボランティア活動の推進

- ・ボランティア活動保険加入 331人
- ・学生ボランティア活動支援 8名

エ 団体活動等との連携支援事業

- ・老人クラブ連合会等5団体の活動を支援しています。

(2) 民生児童委員・主任児童委員の活動

本町においては、29人の民生児童委員、そして2人の主任児童委員が活動しており、地域住民と行政との協力関係をつくり出すためのパイプ役として、地域住民の生活実態や福祉ニーズの把握活動に努めています。特に日常生活の中で様々な不安を抱える高齢者にとって、最も身近な相談窓口として機能しています。

しかし、本町は広大な面積を有することから、集落は散在し、また高齢化の進展による

一人暮らし高齢者世帯と高齢者のみの世帯が増加してきています。

令和2年10月の国勢調査では、高齢者のみの世帯が757世帯となっており、29名の民生児童委員のみで高齢者のみの世帯を見守ることは困難な状況となってきました。

相談、見守り支援等が必要なこれらの世帯の状況を細やかに見極めながら、要援護者の友人関係、近隣関係、家族関係等の協力・支援を得て、多くの関係者で連携して見守っていく必要があります。

今後も、地域住民に一番身近な福祉相談窓口として、行政等との連携調整を図りながら、要援護者等が在宅や地域での生活がしやすい地域づくりのための支援を目指していきます。

表69 民生児童委員・主任児童委員の主な活動

区 分	令和元年度	令和4年度
相談件数	633	982
活動延べ日数	2,286	1,843

(3) まちづくり協議会等との連携

本町においては、7つのまち（むら）づくり協議会が組織され、地域住民によって様々な活動が積極的に展開されています。地域の活性化や、高齢者が安心して生活するための細やかな支援は、介護保険制度や高齢者福祉制度だけでは実現することができません。

安心・安全で生きがいのある生活を実現していくために、まち（むら）づくり協議会の多方面にわたる活動と連携を図りながら、高齢者の見守りや、社会参加、生活支援、防災などについて、協働していきます。

<令和4年度 主な連携>

- ・日南町生活支援・介護予防体制整備推進協議会への参加
- ・生活支援ボランティア養成講座の開催
- ・地域支え愛ネットワーク構築事業への取り組み など

10 高齢者の権利擁護支援の状況

(1) 高齢者虐待防止体制

高齢者虐待は、高齢者の尊厳を冒す重大な問題であり、虐待の悲惨な現状について社会全体で対応していくために、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律」が、平成18年4月から施行されています。

高齢者虐待は、高齢者を現に養護する者または介護施設等の従事者による「身体的虐待」「介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」の行為で、虐待を受けた高齢者の保護や、虐待を行っている養護者等に対して虐待解消のための必要な支援をしていくことが必要です。

本町では、令和4年度においては、延べ14件の相談・通報があり対応しました。高齢者虐待は、問題が表面化しにくく相談に結びつきにくいことから、問題が複雑化することが懸念されます。保健・医療・福祉関係者が連携を図りながら、早期発見、早期対応を行えるよう、体制整備に努めています。

また、関係機関の協力を得て、地域住民やサービス提供事業者等がそれぞれの立場で高齢者虐待防止に向けた意識を高めていくための、普及啓発を推進しています。

併せて、地域包括支援センターを中心として、高齢者等の権利擁護に関わる相談への対応や、日常生活自立支援事業、成年後見制度利用について、支援や普及啓発に努めています。

（2）成年後見制度の利用促進

判断能力が衰えた高齢者や障がい者の財産等を守るための成年後見制度を専門的に扱う拠点センター「一般社団法人 権利擁護ネットワークほうき」が、米子市に設立され平成24年度から業務開始しています。鳥取県と西部9市町村が共同で事業委託し、法人後見、市民後見人養成等啓発事業及び研修事業を実施し、成年後見制度の利用促進を図り、高齢者や障がい者を社会全体で支える仕組みづくりをすすめています。

国では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「利用促進法」という。）が施行されました。利用促進法の中で県や市町村に対して、成年後見制度の利用を促進する体制として、地域連携ネットワークの整備及び中核機関の設置等に努めることが明示されました。

本町では、第8期計画から、「日南町成年後見制度利用促進基本計画」を一体的に策定し、成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。

令和4年度には、権利擁護・成年後見制度に関する相談が3件あり、対応しました。

（3）消費者被害防止

消費者被害防止のために、サービス提供事業者や介護支援専門員等との連携や情報交換に努めています。また、日南町消費生活相談窓口（住民課）や鳥取県西部消費生活相談室とも随時連携しながら、相談にあたっています。